

「益田市行財政改革推進計画」
に対する評価書

平成 21 年 9 月

第四次益田市行財政改革審議会

はじめに

我が国の財政は、少子・高齢化の進展や公共サービスに対する市民ニーズが拡大・多様化する一方で、高度経済成長期に見られたような経済成長はもはや期待できず、バブル崩壊以降長期にわたる景気低迷を続け、平成20年度末で国の借金である国債、借入金、政府短期証券の合計額は846兆円を越え、国民一人あたり約663万円の借金を背負う危機的状況になっています。

地方の財政状況も、自主財源の減収が続き、国と同様に多くの地方自治体で危機的な財政運営を迫られている現状にあります。

益田市においても、多くの負債を抱え、社会福祉関連事業、都市基盤整備事業や生活基盤整備事業に多額の経費が必要になることなどから財政状況が逼迫し、平成17年12月に『財政非常事態宣言』が発せられました。

このような中、第四次益田市行財政改革審議会は、平成17年9月27日に「益田市行財政改革大綱」及び「益田市行財政改革推進計画」について諮問を受け、市から示された今日の行財政運営に関する資料や財政見通し等の説明を受けながら審議を重ね、「行財政改革大綱」に3項目の基本的事項と9項目の重点課題を掲げ、「行財政改革推進計画」において個別改革項目ごとに具体的な5年間の実施計画を策定し、平成18年3月20日に答申書の提出を行いました。

それ以降、17回の審議会を開催し、計画の進捗状況の報告を受けるとともに、助言を行いながら計画の推進が図られてきました。

このたび、本審議会の任期が満了することから、これまでの計画に沿った進捗状況を整理・評価し、『益田市行財政改革推進計画に対する評価書』としてまとめました。

『同評価書』を基に忠実に改革を推進し、持続可能な自治体経営に向けて、これまで以上の取組みの継続を期待するものであります。

平成21年9月24日

第四次益田市行財政改革審議会 会長 田 中 稔

— 目次 —

第1 行財政改革の取組みに対する評価の目的	1
第2 評価の視点	1
第3 評価結果	4
第4 課題別改革項目の評価	6
1 組織・機構の見直し	
(1) 時代の変化に対応した組織の見直し	
① 本庁及び総合支所のあり方	6
② 地区振興センターのあり方	7
③ 駅前再開発ビル公益施設（保健センター）	8
④ 市民学習センター（仮称）＝石西県民文化会館跡利用	9
⑤ 二川へき地保育所	10
⑥ 澄川・道川児童館	11
(2) フラットな組織編制（グループ制等）の検討	12
(3) 事務決裁規程等の見直し	13
(4) 教育効果を高めるための学校統廃合	14
(5) 農業委員会委員定数の検討	15
2 定員管理及び給与の適正化	
(1) 定員適正化	16
(2) 給与の適正化	
① 給与構造の改革	17
② 特殊勤務手当等の見直し	18
③ 時間外勤務の縮減	19
④ 勤務時間の弾力的運用	20
⑤ 旅費規程の見直し	21
⑥ 報酬の見直し	22
(3) 定員・給与等の状況の公表	23
(4) 福利厚生事業のあり方	24
3 事務事業の見直し	
(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合	
① 新たな行政課題に対応した施策の選択及び重点化	25
② 行政評価制度の導入	26
③ ゼロ的予算事業の推進	27
④ 職員提案制度の活用	28
(2) 公共サービスの民間開放	
① 民営化・民間委託の推進	29
② 指定管理者制度導入	30
③ PFI手法の適切な活用	31
(3) 環境に配慮した業務の推進	32
(4) 広域行政のあり方	33
4 自主性・自立性の高い財政運営の確保	
(1) 経費の節減合理化等財政の健全化	
① 予算の厳正な執行	34
② 経常経費の節減	35
③ コスト意識の徹底	36
④ 公債費負担の軽減	37
⑤ 市税等徴収率の向上	38
⑥ 税外収入の確保	39
⑦ 使用料・手数料の見直し等受益者負担の適正化	40

⑧ 占有料の見直し	4 1
⑨ 未利用市有地の有効活用	4 2
⑩ 特別会計の健全化	4 3
⑪ 財政分析及び財政情報の公表	4 4
(2) 補助金・負担金等の整理合理化	
① 補助金・負担金等の整理合理化	4 5
② 補助団体の自立促進、統合支援	4 6
(3) 公共工事の合理化	
① 公共工事コストの縮減	4 7
② 入札・契約手続等の改善	4 8
5 外郭団体等の見直し	
(1) 第三セクターのあり方検討	4 9
(2) 益田市土地開発公社の経営健全化	5 0
(3) 益田市文化スポーツ振興財団のあり方検討	5 1
6 人材育成の推進	
(1) 人材育成基本方針の策定	5 2
(2) 任期付職員任用の検討	5 3
(3) 県等との人事交流・専門職員派遣の推進	5 4
(4) 行政アドバイザー制度の導入	5 5
7 行政サービスの向上	
(1) 行政サービスの向上	
① 職員の待遇向上	5 6
② 窓口業務のあり方検討	5 7
③ 市民サービスコーナーの設置（駅前ビル）	5 8
④ 各種集会への手話通訳者（要約筆記）の配置	5 9
⑤ 庁舎内サインの見直し等・利用しやすい市役所づくり	6 0
⑥ ふるさとメール・サービスの導入	6 1
(2) 電子自治体の推進	
① 地域情報化の推進	6 2
② 庁内情報化の推進	6 3
③ 電子申請システムの整備	6 4
8 地域協働の推進	
(1) 住民自治条例（まちづくり条例）策定の検討	6 5
(2) 地域づくり活動支援	6 6
(3) 市民・NPO等との協働の推進	6 7
9 公正の確保と透明性の向上	
(1) 情報公開制度の拡充	6 8
(2) パブリック・コメント制度の導入	6 9
(3) 外部監査制度の導入	7 0
(4) 行政手続条例に基づく適正な処理	7 1
(5) 例規集のインターネット上での公開	7 2
(6) 広報・ホームページの充実	7 3
10 地方公営企業（水道事業）の経営健全化	
(1) 中期経営計画の策定	7 4
(2) 事務事業の見直し検討（再編・整理、廃止・統合）	7 5
(3) 民間委託の推進	7 6
(4) 定員管理の適正化	7 7
(5) 給与及び諸手当の適正化	7 8
(6) 定員・給与等の状況の公表	7 9
第5 添付資料	
(1) 第四次行財政改革審議会開催状況	8 0
(2) 第四次行財政改革審議会委員名簿	8 1

第1 行財政改革の取組みに対する評価の目的

本審議会では、少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、簡素で効率的な行政システムの構築を目指し、行政の担うべき役割の重点化を図り、地域の皆様と協働して公共サービスを提供する仕組みを作っていく必要があることから、平成17年に総務省が策定した『地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針』を受け、「益田市行財政改革大綱」とその「益田市行財政改革推進計画」について審議し、平成18年3月に答申を行ないました。

以降、多岐の項目にわたる改革への取組みに対し、助言を行いながら進捗のチェックをしてまいりました。行財政改革の推進に対しては、ある程度の取組みが図られてきております。

この評価書は、これまでの取組みに対する成果・進捗状況の評価を行ない、今後の更なる取組みに繋がることを目的とします。

第2 評価の視点

限られた資源の中で、効率的・効果的に行政運営を推進するため、益田市行財政改革推進計画（集中改革プラン）では、以下の9つの重点課題を掲げ、行財政改革への取組みを実施してきました。

評価に当たっては、各重点項目に掲げた課題を解決するための改革項目の達成状況を、内部・外部からの視点で評価するものとします。

1 重点課題

(1) 組織・機構の見直し

従来の縦割り型組織にとらわれず、政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務事業を処理し得る組織をめざし、合併後の本庁・総合支所・地区振興センターのあり方についても検証すること。

政策、施策、事務事業のまとめりや地域などに対応した部局、課室編成をするとともに、住民ニーズへの迅速な対応の観点や、スピーディーな意思決定・対応の観点から、個々の職員の責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化されたフラットな組織編制を検討するとともに、政策、施策、事務事業について、PDCAサイクルをもとに不断に正当性の検証を行うことにより、組織編制も不断に見直しを行うこと。

(2) 定員管理及び給与の適正化

定員管理については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化に取り組むこと。とりわけ、抜本的な事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、事務処理の電子

化の推進、地域協働の取組などを通じて、極力職員数の抑制に取り組むこと。

給与については、業務の性格や内容を踏まえつつ、市民の納得と支持が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進すること。

(3) 事務事業の見直し

限られた財源の中で、住民の複雑多様化する行政需要や新たな行政課題に的確に対応して行くため、行政効率や行政効果等を十分勘案し施策の選択や重点化を行い、一層の事務事業の整理合理化を図るとともに、行政評価制度の導入についても検討すること。

事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点からの総点検を実施し、様々な手法による委託の可能性を検討すること。その中で市場化テストの導入についても検討を進めること。

合併に伴う事務事業調整において、未調整あるいは暫定的な取り扱いとなっている案件については、行財政改革の視点をもって、速やかに調整に努めること。

(4) 自主性・自立性の高い財政運営の確保

自らの財政状況を分析し、事務事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化のための計画を策定するなど、自主的かつ主体的に財政構造の改善に努めること。

住民等に対し、財政状況が総合的に把握できるような情報を可能な限りわかりやすい方法で提供するよう、歳入歳出の状況や各種の財政指標などのほか、バランスシートや行政コスト計算書等も含め、積極的な公表を行うこと。

三位一体の改革における税源移譲や補助金削減の進展、更に税負担の公正確保の必要性等を踏まえ、地方税の徴収率の一層の向上に積極的に取り組むこと。また、その他の収入等についても、受益者負担の適正化や滞納額の減額等に努めるなど自主財源の確保に努めること。

市の補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、終期の設定やP D C Aサイクルに則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減に努めること。

また、公共工事における入札手続の透明性と公平性を確保するため、引き続き入札・契約制度の改善について検討すること。

(5) 外郭団体等の見直し

外部の専門家による監査や経営評価を検討するとともに、行政評価の視点も踏まえた点検評価の充実・強化を図り、業務内容や運営方法の改善を進めること。

事業内容、経営状況、公的支援等について、適宜適切な議会への状況報告を行うとともに、住民に対する積極的かつわかりやすい情報公開に努めること。

(6) 人材育成の推進

分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが重要な課題であり、人材育成に関する基本方針を策定し、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより、総合的な人材育成に努めること。

また、公正かつ客観的な人事評価システムの構築導入に向けて検討すること。

(7) 行政サービスの向上

職員の接遇の向上を図るとともに、窓口の一元化等を進め、市民の立場に立った行政サービスの提供に努めること。

また、高度情報化社会の進展に伴い、情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、行政手続のオンライン化、総合行政ネットワークなどの利活用等に積極的に取り組むこと。

(8) 地域協働の推進

地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、市民や市民が参加する団体など多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする取組について、積極的に支援すること。

また、活動主体とのより良い協働を推進するため、職員の意識改革や協働のための仕組みづくりを進めること。

(9) 公正の確保と透明性の向上

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、なお一層、住民等への説明責任を果たし、議会や住民等の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図ること。

以上の重点課題の実現に向け、74の改革項目を掲げ、推進してまいりましたが、この達成評価については、これまでに実施してきた審議会において、取組み状況、進捗報告等を受け、本審議会において評価したものです。

2 評価基準

各改革項目の評価については、以下の基準により判断しているところです。

評価	評価基準
A	実施済み、継続実施
B	見直しを加えつつ継続実施
C	検討中

3 「第4 課題別改革項目の評価」の委員意見について

多岐にわたる改革項目の評価・進捗管理を行う中で、委員より多くの意見が出され、委員の共通の意見として特に今後に期待するものについて記載しています。今後の取組みの参考として活用いただければと思います。

第3 評価結果

これまでの改革項目に対する、審議会の評価について別表1（益田市行財政改革評価対象項目総括表）にまとめております。

また、改革項目ごとの実施状況等については、「第4 課題別改革項目の評価」で具体的に記述します。

別表1 益田市行財政改革評価対象項目総括表

番号	項目番号	項 目	審議会 評価	担当課 評価
1	1-(1)-①	本庁及び総合支所のあり方	A	A
2	1-(1)-②	地区振興センターのあり方	B	B
3	1-(1)-③	駅前再開発ビル公益施設（保健センター）	A	A
4	1-(1)-④	市民学習センター（仮称）＝石川県民文化会館跡利用	A	A
5	1-(1)-⑤	二川へき地保育所	A	A
6	1-(1)-⑥	澄川・道川児童館	B	B
7	1-(2)	フラットな組織編制（グループ制等）の検討	A	A
8	1-(3)	事務決裁規程等の見直し	B	B
9	1-(4)	教育効果を高めるための学校統廃合	B	A
10	1-(5)	農業委員会委員定数の検討	A	A
11	2-(1)	定員適正化	A	A
12	2-(2)-①	給与構造の改革	B	B
13	2-(2)-②	特殊勤務手当等の見直し	A	A
14	2-(2)-③	時間外勤務の縮減	B	B
15	2-(2)-④	勤務時間の弾力的運用	A	A
16	2-(2)-⑤	旅費規程の見直し	A	A
17	2-(2)-⑥	報酬の見直し	A	A
18	2-(3)	定員・給与等の状況の公表	A	A
19	2-(4)	福利厚生事業のあり方	A	A
20	3-(1)-①	新たな行政課題に対応した施策の選択及び重点化	B	B
21	3-(1)-②	行政評価制度の導入	C	C
22	3-(1)-③	ゼロ的予算事業の推進	B	B
23	3-(1)-④	職員提案制度の活用	A	A
24	3-(2)-①	民営化・民間委託の推進	B	B
25	3-(2)-②	指定管理者制度導入	A	A
26	3-(2)-③	P F I 手法の適切な活用	B	B
27	3-(3)	環境に配慮した業務の推進	B	A
28	3-(4)	広域行政のあり方	B	B
29	4-(1)-①	予算の厳正な執行	A	A
30	4-(1)-②	経常経費の節減	B	B
31	4-(1)-③	コスト意識の徹底	B	B
32	4-(1)-④	公債費負担の軽減	B	B
33	4-(1)-⑤	市税等徴収率の向上	B	B


番号	項目番号	項 目	審議会 評価	担当課 評価
34	4-(1)-⑥	税外収入の確保	A	A
35	4-(1)-⑦	使用料・手数料の見直し等受益者負担の適正化	A	A
36	4-(1)-⑧	占有料の見直し	A	A
37	4-(1)-⑨	未利用市有地の有効活用	A	A
38	4-(1)-⑩	特別会計の健全化	B	B
39	4-(1)-⑪	財政分析及び財政情報の公表	A	A
40	4-(2)-①	補助金・負担金等の整理合理化	B	B
41	4-(2)-②	補助団体の自立促進、統合支援	A	A
42	4-(3)-①	公共工事コストの縮減	A	A
43	4-(3)-②	入札・契約手続等の改善	A	A
44	5-(1)	第三セクターのあり方検討	B	B
45	5-(2)	益田市土地開発公社の経営健全化	B	B
46	5-(3)	益田市文化スポーツ振興財団のあり方検討	A	A
47	6-(1)	人材育成基本方針の策定	A	A
48	6-(2)	任期付職員任用の検討	A	A
49	6-(3)	県等との人事交流・専門職員派遣の推進	A	A
50	6-(4)	行政アドバイザー制度の導入	A	A
51	7-(1)-①	職員の接遇向上	A	A
52	7-(1)-②	窓口業務のあり方検討	A	A
53	7-(1)-③	市民サービスコーナーの設置（駅前ビル）	A	A
54	7-(1)-④	各種集会への手話通訳者（要約筆記）の配置	A	A
55	7-(1)-⑤	庁舎内サインの見直し等・利用しやすい市役所づくり	A	A
56	7-(1)-⑥	ふるさとメール・サービスの導入	A	A
57	7-(2)-①	地域情報化の推進	B	B
58	7-(2)-②	庁内情報化の推進	A	A
59	7-(2)-③	電子申請システムの整備	A	A
60	8-(1)	住民自治条例（まちづくり条例）策定の検討	B	B
61	8-(2)	地域づくり活動支援	A	A
62	8-(3)	市民・NPO等との協働の推進	B	B
63	9-(1)	情報公開制度の拡充	A	A
64	9-(2)	パブリック・コメント制度の導入	A	A
65	9-(3)	外部監査制度の導入	A	A
66	9-(4)	行政手続条例に基づく適正な処理	B	B
67	9-(5)	例規集のインターネット上での公開	A	A
68	9-(6)	広報・ホームページの充実	A	A
69	10-(1)	中期経営計画の策定	B	B
70	10-(2)	事務事業の見直し検討（再編・整理、廃止・統合）	A	A
71	10-(3)	民間委託の推進	B	B
72	10-(4)	定員管理の適正化	A	A
73	10-(5)	給与及び諸手当の適正化	B	B
74	10-(6)	定員・給与等の状況の公表	A	A

【審議会評価】 A評価：46項目、B評価：27項目、C評価：1項目

第4 課題別改革項目の評価

1 組織・機構の見直し

(1) 時代の変化に対応した組織の見直し

1-(1)-①	本庁及び総合支所のあり方	所管課	総務管理課
<p>地方分権時代にふさわしい組織・機構を目指し常に不断の見直しを進め、多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応できる機能的な組織をつくる。</p> <p>また、合併後の支所のあり方について、行政サービスの維持や効率的な行政運営などを勘案しながら長期的な展望をもって検討していく。</p> <p>(庁内組織の再編、事務の集中管理、分かりやすい名称等、外部の行政アドバイザーの活用を含め検討)</p>			
実施時期	17年度		
	18年度		駅前ビル（保健センター）開設に合わせた見直し
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	市民ニーズに対応した効率的で機能的な行政運営		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	<p>①組織・機構を目指し常に不断の見直しを進め、多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応できる機能的な組織が編成されているか。(機構改革の実施)</p> <p>②総合支所の位置づけのあり方について、行政サービスの維持や効率的な行政運営などを勘案し設置がなされているか。</p>		
取組状況	<p>■平成18年8月1日 組織変更を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経済部を農林水産部と商工観光部に分割 ○保健センターの開設など <p>■平成19年9月 庁内検討組織（組織のあり方検討会）の設置</p> <p>■平成21年4月 機構改革を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経営企画部を新設し、地域振興課内に危機管理対策室を設置 ○地域医療対策室を設置し、医師不足等への取組みを推進 ○農林水産部と商工観光部を統合 ○文化交流課を設置し、文化部門を市長部局へ ○学校教育課を設置し、学力向上に向けた取組みを推進 		
委員の意見並びに評価と今後の課題等	<p>組織の見直しについては、その時々状況を判断し組織の見直し、体制の強化を実施する必要がある中で、庁内検討組織の設置による検討内容を踏まえ、機構改革を実施したことに対しては一定の評価ができていると考えている。</p> <p>しかしながら、美都・匹見総合支所のあり方については、十分な検討がなされておらず、今後の検討課題として継続的に協議を行う必要がある。</p> <p>今後も機構改革後の検証を逐次行い、行政サービスの迅速化、市民に分かりやすい組織の編成を推進する必要がある。</p> <p>《特に取組みを期待・要望する事項等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組織の編成に加え、朝夕、土日の対応について、全庁的でなくても市民が良く利用する窓口について実施していただきたい。 ○機構改革において地域振興部がなくなることについて、地区振興センターが前市長の（地域づくりの施策の）目玉であったと思うが、これを所管する部がなくなり他の部に吸収された。自治会へは何の相談もなかった。市長が変われば方針も変わるのわかるが、何の相談もないのはいかがか。今後このようなことが無いよう対応していただきたい。 		

1-(1)-②	地区振興センターのあり方	所管課	地域振興課
地域振興の視点に立ち、職員配置や公民館活動、行政事務の取扱いなど、センターの望ましいあり方について、将来的な地域での自主運営等も視野にいれ検討していく。			
実施時期	17年度	地域づくり組織の設立支援・地域づくり計画策定支援 住民との協働による地域活動の推進	検討
	18年度	組織の自立・地域づくり・コミュニティ活動支援	
	19年度	組織・活動の自立支援、総合的な支援体制再編	↓
	20年度		
	21年度		
効果	地域に密着した特色のあるセンター運営		
審議会評価	B	担当課評価	B
評価基準	①組織設立、計画策定、協働による地域活動を支援できているか。 ②組織の自立、地域づくり活動の支援ができていないか。 ③総合的な支援体制が構築できているか。 ④地域主導の自主運営となっているか。		
取組状況	■平成18年4～5月 各地区振興センターから現状、課題について意見聴取 ■平成18年9月 課題、地域振興方策等の取りまとめの実施 ■平成18年12月 今後の方針案について意見交換（センター長、連合自治会長） ■平成19年2～3月 今後の方針、今後の対応説明（議会全員協議会） ○実施可能な地区から嘱託3名体制とし、地域主導の自主運営を目指す ■平成19年4月 益田、鎌手、種、豊川 嘱託職員体制 ■平成20年4月 吉田、北仙道、真砂 嘱託職員体制		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>地域づくり事業については、組織設立、計画策定、活動支援等について、地区振興センターを中心として取り組みがなされ、一定の評価ができると考えている。</p> <p>また、県事業のモデル地区指定を受けての事業展開や、複数の地域が協働して事業に取り組む等、地域の自立、地域主導の自主運営の兆しが見えているが、全地区への展開については、今後の重要な課題であると捉えている。</p> <p>今後、地域主導の自主運営の方向性の中で、地区振興センターとの連携強化を図りながら、庁内の横断的な支援体制を構築するとともに、職員の積極的な地域への関わりを進める必要がある。</p> <p>《特に取組みを期待・要望する事項等》</p> <p>○歴史的文化遺産がたくさんあるので、それを活かした文化の薫るまちづくりを進めていただきたい。</p> <p>○地区振興センターのあり方(活動等)については、地域により温度差があるので、全地域での取組みの底上げができるよう、支援を行なっていただきたい。</p> <p>○地区振興センターの自主運営化を進めるためには、予算等の条件設定が必要である。自主運営化の方向性は正しいと思うので、それを実現するためにどのような手法があるのか十分検討していただきたい。</p> <p>○補助金の配分を、一律ではなく、事業を自主的にやっているところに重点配分してはいかかがか。</p> <p>○職員配置の成果を評価し、地域の実情に応じた計画を立て、職員配置の考え方を明確にしていきたい。</p> <p>○地域福祉のための職員配置なども検討が必要ではないかと思うので、検討をお願いしたい。</p>		

1-(1)-③	駅前再開発ビル公益施設（保健センター）	所管課	総務管理課 健康増進課 子育て支援課
保健予防事業推進の中核として建設し、行政機能、保健事業の直接サービス、住民活動の支援の場として機能させていく。			
実施時期	17年度	↓ 検討 ↓	
	18年度	保健センター設置	↓ 実施 ↓
	19年度	（グループ化の試行）	
	20年度		
	21年度		
効果	保健予防、介護予防事業の中核施設として、また住民活動支援の場として市民サービスの向上		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①保健予防事業推進の中核施設となっているか。また、そのことにより市民サービスが向上しているか。 ②住民活動の支援の場として機能しているか。また、そのことにより市民サービスが向上しているか。		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ■平成18年8月に保健センター開設 <ul style="list-style-type: none"> ○健康増進グループ（地域包括支援センターを含む）、子育て支援グループ（子育て安心相談室を含む）を設置 ○同時に住民活動支援として大ホール、多目的室1・2、調理実習室の貸館と交流サロンを開放（平日、土日とも8：30～22：00） ■平成21年4月機構改革 <ul style="list-style-type: none"> ○健康増進課と子育て支援課に名称変更 ○地域包括支援センターと高齢者福祉担当は、健康増進課から高齢者福祉課に移管し福祉部門は本庁に集約 ○新たに子育て支援課に幼稚園に関する業務を集約 ○また健康増進課に地域医療対策室を設置するとともに、同センター内に休日応急診療所を開設 		
委員の意見並びに評価と今後の課題等	<p>保健センターは、保健予防事業、子育て支援事業の中核施設として機能しており、乳幼児健診から一般高齢者のための介護予防事業など、事務所と健診や教室会場が一体であり機能性も高く、利用者にとっても交通の便等も含め利便性が高いと考えている。</p> <p>さらに、平成21年4月からは、休日応急診療所を開設し、より市民サービスが向上していると思われる。</p> <p>また、市内では営利目的の会場使用が困難な中、住民活動の支援として営利、非営利を問わず、低料金で貸館を行い高い利用率となっており一定の評価ができると思う。</p> <p>一方、交流サロンについては、地域の方が気軽に立ち寄れる交流の場として当初考えていたが、事務所との位置関係やスペースの面で、やや利用が限られており、今後、情報発信の場としての活用などを含め、更に検討・工夫が必要である。</p> <p>《特に取組みを期待・要望する事項等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○EAG Aの利用が少ないが、人が集まる取組みをしていただくとともに、情報の発信基地としての活用を検討していただきたい。 ○益田道路ができたことにより、客がイズミ方面に流れるのではないかと。テナントの経営が成り立つような集客方法を考えていただきたい。 		

1-(1)-④	市民学習センター（仮称） 石西県民文化会館跡利用のあり方	所管課	地域振興課 市民学習課
石西県民文化会館跡利用として、施設を市民学習センター（仮称）とし、市民の生涯学習の核とする。大ホール部分については、改修し駐車場としての利用を含め検討する。また、センター運営への市民参画についても併せて検討する。			
実施時期	17年度		調査 検討
	18年度	市民学習センター（仮称）設置	↓ 実施
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	施設を核とした生涯学習の推進		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①建物の特徴や機能を有効に活用しているか。 ②生涯学習施設として、多くの市民が研修や学習の場として利用しているか。 ③光熱水費等のランニングコストを押さえるための方策がとられているか。 ④景観への配慮、防犯対策、駐車場管理などに配慮しているか。 ⑤施設の運営に関して市民の意見が反映されているか。		
取組状況	■建物の有効活用（H20 利用数 3,077件 74,137人） ○吉田公民館・放送大学・ふれあいサロンを併設 ○グラントワ、EAGA、観光バスの駐車場として貸出し ○益田祭り、産業祭の主会場として貸出し ○旧大ホールを分書庫、ホワイエを糸操り人形の練習会場として活用 ■講座の内容、利用者数 ○H20 主催講座 28回 2341人 ■改修・修繕等の内容、実費徴収 ○エレベーター、自動ドア、身体障害者用トイレを設置 ○全館冷暖房を止め、各部屋毎に冷暖房機を設置 ○水道光熱費等実費徴収を実施（年間約200万円） ■景観対策、防犯対策等管理方法 ○清掃業務の外部発注、植栽の剪定、機械警備及び夜間・休日の窓口対応外部委託 ■市民参画 ○主催事業、公民館事業、自治会事業を優先して無料で貸出し ○事業開催時にアンケート調査を実施		
委員の意見並びに評価と今後の課題等	市民学習センターとして開設し、市民の生涯学習の核として機能し、多くの市民の方に利用いただいている。 また、ソフト事業予算が少ない中で、放送大学や県の事業と連携して多くの事業を実施している。 当初の計画では、大ホール部分の解体費用が条件次第で合併特例債の対象となることから、解体も視野に入れて検討していたが、先送りすることとなった。有効期間内（市町村合併から10年間）に解体しない場合には、財源的な面で後年に負担を残すこととなる。このため、活用方法、対応時期等を含め検討する必要がある。 施設の維持に関しては、全体的に老朽化が進んでおり、雨漏り、水道漏れ、ドア等の不具合から修繕費がかさんでおり、対応を検討する必要がある。		

1-(1)-⑤	二川へき地保育所	所管課	子育て支援課
児童数の減少を踏まえ、今後の施設のあり方について検討を進める。			
実施時期	17年度	社会福祉法人 美都福祉会へ管理運営委託	検討
	18年度	美都福祉会へ指定管理（2年間）	
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	保育効果の向上と経費の削減		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①今後の二川地区の児童数の推計を勘案し、廃止、他保育所との統合を含め検討が推進されたか。		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者との懇談会 ○平成17年12月27日～平成19年10月16日 6回開催 ■保護者、地域住民との懇談会 ○平成19年5月18日～平成19年10月31日 3回開催 ■統合方針決定 平成19年10月31日 ※平成20年度から認可保育所との統合で合意 ■廃止条例 平成19年12月議会 ■閉所式 平成20年3月30日 ■閉所 平成20年3月31日 ■都茂保育所との統合 平成20年4月1日 		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>今後児童数が増える見込みのないことから、児童が集団生活の中で育つ環境づくりを推進するため、平成20年度から他の保育所との統合を行った。</p> <p>これにより、地域が寂れることへの不安や、小学校統合問題へ波及することへの心配が地域住民にあることから、今後の地域づくりへの支援を検討していく必要がある。</p>		

1-(1)-⑥	澄川・道川児童館	所管課	子育て支援課
児童館において保育事業を実施している。児童数の減少を踏まえ、今後の施設のあり方について検討を進める。			
実施時期	17年度	益田市社会福祉協議会へ管理運営委託	検討
	18年度	益田市社会福祉協議会へ指定管理（1年間）	↓
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	保育効果の向上と経費の削減		

審議会評価	B	担当課評価	B
評価基準	①澄川・道川児童館の廃止と匹見保育所の指定管理方針を決定し、地域協議会や保護者会等で協議を進め、早期の実施時期を決定しているか。		
取組状況	<p>■平成19年9月30日 澄川児童館の廃止</p> <p>■匹見保育所は平成19年10月1日以降、指定管理協定している。</p> <p>■道川児童館は平成18～21年度まで、単年度ごとに指定管理協定を更新してきている。この間「市長と語る会」「保護者会」等では存続要望が強く、地区での協議を進めているが廃止に至っていない。</p>		
委員の意見並びに評価と今後の課題等	<p>澄川児童館については、澄川小学校の匹見小学校への統合と合わせ、児童館のあり方について地域協議会や保護者の方などと協議を行い、平成19年9月末で廃止となった。</p> <p>道川児童館については、平成20年8月に策定された『小中学校再編計画』の中で、道川小学校は匹見小学校との統合計画があり、今後も小学校の再編計画と平行して協議を行なうが、匹見保育所から道川小学校へ入学する事態は不合理であり、実施時期は小学校が先行若しくは同時とすることが望ましいと考えている。</p> <p>【参考】 地域のUIターン促進事業対策等により、道川児童館（6→7名）、道川小学校（3→4名）と平成21年度は児童数の増となっている。</p>		

(2) フラットな組織編制（グループ制等）の検討

1-(2)	フラットな組織編制(グループ制等)の検討	所管課	総務管理課
<p>迅速な意思決定のため、中間の職を廃止し、階層を少なくするフラット化や、現在の係を大括りにし、業務に臨機応変に対応することを可能にするグループ化の導入について検討する。</p>			
実施時期	17年度		
	18年度	検討	保健センターにおいて試行
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	迅速な行政対応による市民サービスの向上		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	<p>①迅速な意思決定のため、組織のフラット化ができたか。 ②グループ化導入の検討がなされたか。</p>		
取組状況	<p>■平成18年8月 保健センターがオープン ○子育て支援グループ及び健康増進グループにおいてグループ制の試行 ■平成20年5月 ○庁内組織検討会議報告書提出 ■平成21年4月 機構改革 ○1部減、4課減、4室増、66係減 ○子育て支援グループ及び健康増進グループが子育て支援課及び健康増進課へ</p>		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>平成18年に保健センターがオープンし、子育て支援及び健康増進においてグループ制が試行された。当初はとまどいもあったが、検証があまりなされないまま平成21年4月に機構改革が実施された。この機構改革によりグループ制は廃止されたが、係の大幅な減少により事務の効率化と協力体制がより求められることとなり、グループ制の名称はなくとも実質的にはフラットな組織編成がなされたものと考えられる。 今後においては、実質的にフラット化された組織の検証と事務の効率化の進捗を見ていく必要がある。</p>		

(3) 事務決裁規程等の見直し

1-(3)	事務決裁規程等の見直し	所管課	総務管理課
決裁権限を見直し、決裁事務の効率化を図る。			
実施時期	17年度	支出負担行為、支出命令、収入調定、流用伺い等現行の組織機構のままでも見直し可能な項目について調査 ↓ 支所機能・支所権限について見直し調査	
	18年度	決裁権の移譲	↓ 実施 ↓ ↓ 検討 ↓
	19年度	見直し ↓ 実施 ↓	
	20年度		
	21年度		
効果	行政効率の向上 市民サービスの向上		
審議会評価	B	担当課評価	B
評価基準	①決裁権限の見直し等が実施されたか。 ②総合支所の機能・権限の見直しがなされたか。		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ■平成18年4月 専決規程の見直し ○財務会計上の部課長の権限拡大 ○特定の課長の業務上の権限拡大 ■平成20年5月 庁内検討会議報告書提出 ■平成21年4月 機構改革実施 		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>平成18年4月に専決規程の見直しを行い、効率化が図られたことについて一定の評価ができると考えている。</p> <p>支所の機能と権限については、平成21年4月に機構改革を実施したが、今後の推移を見ながら検討・推進していく必要がある。</p>		

(4) 教育効果を高めるための学校統廃合

1-(4)	教育効果を高めるための学校統廃合	所管課	学校教育課
益田市立小中学校統廃合整備計画に基づき、教育効果を高めるため、小中学校の統廃合を進める。			
実施時期	17年度	平成16～19年度の実施計画 (1) 飯浦小を戸田小に統合する。 (2) 桂平小、美濃小を中西小に統合する。 (3) 種小と北仙道小を安田小に統合する。 (4) 西南中を中西中に統合する。 (5) 真砂中を益田東中に統合する。 (6) 計画期間内に再統合となる学校については、児童及び地域へ配慮した取扱いをする。	澄川小を匹見小へ統合 18.4.1 施行
	18年度		
	19年度		
	20年度	次期計画策定	
	21年度		
効果	教育効果の向上		
審議会評価	B	担当課評価	A
評価基準	①益田市立小中学校統廃合整備計画に基づき統合が推進できたか。		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ■平成18年3月31日 益田市立澄川小学校を益田市立匹見小学校に統合 ■平成19年3月31日 益田市立北仙道小学校並びに益田市立種小学校を益田市立安田小学校に統合 ■平成20年3月31日 益田市立飯浦小学校を益田市立戸田小学校に統合 ■平成19年10月26日 益田市立学校整備計画審議会に対して、益田市立小中学校の適正規模、適正配置について諮問 ■平成20年3月31日 益田市立学校整備計画審議会より答申 ■平成20年8月 益田市立学校整備計画及び第四次益田市行財政改革の両審議会の答申の趣旨に配慮する中で、学校教育の効果を最優先するという立場に重点を置き、「益田市立小中学校再編計画」を策定 		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>益田市立小中学校統廃合整備計画の内、2地区での統合が実現したことは、ある程度の評価ができる。</p> <p>今後は、「益田市立小中学校再編計画」の趣旨に配慮しながら、早急に「学校再編実施計画」を策定し、対象地区へ出向き、説明会等を実施しながら再編を推進するとともに、市民への周知を図り、対象住民や関係者へ早期に情報を提供しながら、理解を得るための協議を進める必要がある。</p>		

(5) 農業委員会委員定数の検討

1-(5)	農業委員会委員定数の検討	所管課	農業委員会事務局
平成17年7月の改選により、委員の定数が42名から37名になった。(内訳は公選30名、団体推薦3名、議会推薦4名)17年7月から3年間の任期中に公選委員の定数について、委員会として再検討する。			
実施時期	17年度	委員会において検討	検討
	18年度		
	19年度		
	20年度		実施
	21年度		
効果	適正な委員配置		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①農業委員会等に関する法律第7条により、選挙による委員の定数は30人以下の範囲を条例で定めることになっているが、後継者不足・担い手の高齢化による農家数は減少している中で、合併以降の社会情勢は大きく変化しており、農業委員会活動も目に見える改革がなされているか。		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ■平成18年4月 平成18年の農業委員会の事業計画の検討を行う中で、役員会に諮り他市の農業委員会定数及び議員定数を調査し、平成19年度に検討を行うことを決定 ■平成19年7月 役員会において、現在の選挙人数割合の農家数の検討 ■平成19年8月 役員会において、他市と同数程度の減員の試案を提案し検討 ■平成19年9月 役員会において、減員される地域の役員から意見聴取し、委員数を検討決定 ■平成19年10月 議会で減員定数を説明 ■平成19年11月 役員会における決定事項を農業委員会総会で報告 ■平成20年3月 条例制定 ○37名から31名(公選24名、団体推薦3名、議会推薦4名) 		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>農業委員会等に関する法律第19条により、農地部会を設置することができることとなっているが、部会の廃止をすることにより、すべての農業委員に毎月の転用事案や事業計画の説明等について、一括して説明及び意見集約ができることに対しては、評価できると考えている。</p> <p>しかし、選挙による委員の減で、美都、匹見地区の委員が減となり、地区担当が広範囲となったことにより、相談活動、遊休地情報等の把握が難しくなっている。</p> <p>今後も期待される委員の役割を果たすためには、研修会等を通じた資質向上を目指し、機能が低下しないよう体制を整備する必要がある。</p>		

2 定員管理及び給与の適正化


(1) 定員の適正化

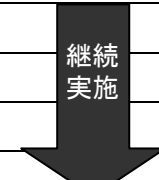
2-(1)	定員の適正化	所管課	人事課
今後の退職者や新規事業・終了事業の動向、事務事業の協働、民営化・民間委託の推進等を勘案し、定員適正化計画を策定し、着実に実施する。			
実施時期	17年度	計画策定・実施	継続実施 ↓
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	効率化による経費削減 平成17年4月1日 521人 平成22年4月1日 494人 △27人 対17年度 5.2%減 19年度(対前年度△6人) 単年削減効果額 84,400千円 20年度(" △4人) " 84,500千円 21年度(" △10人) " 168,900千円 22年度(" △7人) " 157,500千円		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①定員適正化計画は策定されたか。 ②計画に沿って実施されているか。		
取組状況	■平成18年2月に「定員適正化計画」策定 ○H17年4月1日現在の職員数 521人 を対象とし、H18年度～H22年度までの5年間で 27人(5.2%)の純減を目標とする。 (H17) 521人 → (H18) 521人 → (H19) 515人 → (H20) 511人 → (H21) 501人 → (H22) 494人 ※計画以上の減員となっている (H18) 511人 → (H19) 503人 → (H20) 491人 → (H21) 475人		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	この数年、定年退職者より早期退職者の数が上回るという状況の中で、総退職者の50%以内を基本に新規採用をするという方針の下、事務事業の見直しや民間委託(匹見保育所・連絡便業務)、また、機構改革等を行いながら、計画以上の減員をすることができたことにより、一定の評価はできると考える。このこと自体は評価できるが、職員数を減らすことだけに重きを置き肝心の住民サービスが低下するようでは元も子もないので、今後はその検証等も実施しながら進めていく必要があると考えている。 今後の課題としては、現在の「適正化計画」は実数として減員計画を大きく上回っているため、今年度中に「(新)定員適正化計画」を作成して新たな方針の下、適正化を進める必要がある。 ≪特に取組みを期待・要望する事項等≫ ○定員管理については物差しがなく難しい。減らせばいいと言うものではないが、給与との関連がある。地方の実態に合った給与と定員管理を併せてやっていくことが必要ではないか。 ○職員の意識改革がまだまだ不十分ではないかと思われるので、今後更なる取組みを推進していただきたい。		

(2) 給与の適正化

2-(2)-①	給与構造の改革	所管課	人事課
<p>国の人事院勧告に盛り込まれた給与構造改革（年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた給与とするため、級構成、号給構成の再編および給与カーブのフラット化、勤務実績の給与への反映等）に基づき、本市の給与制度全般について見直すとともに、公正かつ客観的な人事評価制度の構築、導入に取り組む。</p>			
実施時期	17年度	給料表見直し 検討	人事評価制度の研究・構築 検討
	18年度	平均4.8%の引き下げ 実施	
	19年度		制度運用 実施
	20年度		
	21年度		
効果	<p>人件費の抑制 18年度～21年度削減効果 84,000千円 公正かつ客観的な人事評価制度の構築、導入による職員の意欲の向上</p>		
審議会評価	B	担当課評価	B
評価基準	<p>①国の給与構造改革の方針に基づき給与制度全般について見直されているか。 ②人事評価制度の構築、導入はなされたか。</p>		
取組状況	<p>■給料表の見直しについては、国の改定（人事院勧告）にあわせ給料額の水準を平均で4.8%引き下げるとともに、級別職務分類表の格付け等の見直し及び給料表の9級制から7級制への変更も行った。</p> <p>■人事評価制度の構築・導入については、当初計画より大幅に遅れている。現在、人事評価検討委員会を立ち上げ14名の委員で制度設計の検討を行っており、8月末を目途に制度設計を終え、その後運用準備（評価マニュアル作成・評価者研修・全職員への周知、説明等）を行い、試行実施につなげていきたいと考えている。</p>		
委員の意見並びに今後の課題等	<p>給料表の見直しについては、国・県の人勤を踏まえ本市においても対応してきているので一定の評価はできると考えている。</p> <p>人事評価制度の導入については、庁内の考え方がなかなかまとまらず今日までずるずるきているが、少しでも早くまず制度設計を仕上げたいと考えている。今後は試行の段階で組合協議を行い、本格実施へつなげていかなければならない。</p> <p>この人事評価制度は「職員のやる気を如何に引き出すのか」という目的を持ち、その一つの手法として行うものであるが、最終的には職員の給料額の増減につながる問題でもあり、この制度に対する職員の信頼がないと成り立たない制度であると考えているので、職員間の意思疎通を図りながら慎重に進めていかなくてはならないと考えている。</p> <p>《特に取組みを期待・要望する事項等》</p> <p>○人事評価制度については、正当な評価に基づく給与、また、給与カット等を行う中で職員のやる気が出るような評価制度となるよう検討していただきたい。</p> <p>○人件費について細かく分析することで、組織上の課題・問題も見えてくるのではないか。</p> <p>○人件費削減について、職員数を減らすことの中でのみ対応することはサービスの低下につながるおそれもある。ラスパイレス指数を下げる方向で検討する必要がある。</p>		

2-(2)-②	特殊勤務手当等の見直し	所管課	人事課
特殊勤務手当については、17年度に月額手当の廃止等の見直しを行った。今後とも手当の趣旨を踏まえ、業務を精査し更なる見直しに努める。			
実施時期	17年度	29手当を16手当に削減するとともに、月額の手当は全廃し、日額あるいは1件当たりの支給に改めた。(7月1日施行)	
	18年度	精査・削減への取組	
	19年度	↓ 継続 実施	
	20年度		
	21年度		
効果	経費削減効果 年間2,000千円		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①手当の支給趣旨に沿う見直しとなっているか。 ②特殊勤務手当の更なる見直しは行われたか。		
取組状況	<p>■H17年7月より大幅な特殊勤務手当の改正を実施 (特殊勤務手当の支給趣旨に沿うような内容にするるとともに、給料の二重支給という批判を浴びないような内容になるよう配慮した)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○月額の手当はすべて廃止し、日額または1件当たりに変更(対応した業務のみ) ○支給区分で11→5へ、支給内容で29→16へ削減(例) ◎月額で完全廃止した手当～税務業務(市税業務3,000円、国保業務2,200円) 福祉業務(保育所保育士業務3,000円) ◎月額を日額に変更した手当～福祉業務(福祉外勤業務月2,800円 →日額150円) 教育関連業務(営繕業務月3,000円→危険作業業務日額120円) ◎日額で完全廃止した手当～用地等交渉業務、予防外勤業務、行旅病人取扱業務、し尿処理業務、特殊車両運転業務、年末年始業務 等々 		
委員の意見並びに評価と今後の課題等	<p>平成17年7月より特殊勤務手当の支給要件に沿うように見直しをかけ、批判を受けないような支給内容に改めたので一定の評価はできると考えている。 今後も、国・県・他市の状況等も勘案しながら見直すべきは見直していかなければならない。 更なる見直しについても検討中であるが、今のところ特に問題となるような支給状況は見受けられないと考える。</p>		


2-(2)-③	時間外勤務の縮減	所管課	人事課
庁内組織である超過勤務軽減対策検討協議会を中心に、申告の厳守、担当管理職の内容チェックはもとより一般職への36協定の準用も視野に入れ、時間外勤務の縮減に向け取り組む。			
実施時期	17年度	時間外勤務の縮減に関する基本方針の徹底、各課ヒアリングの実施 振替制度の見直し検討、代休制度・ノー残業デー等の積極活用、業務の見直し・事務の簡素化、一般職への36協定の準用検討	
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	経費削減 平成18年度削減目標 25,000千円 時間外勤務縮減に取り組むことによる事務事業の改善		
審議会評価	B	担当課評価	B
評価基準	①超過勤務命令の基本方針の徹底はされているか。 ②超過勤務時間縮減のための具体的取組はなされているか。 ③超過勤務時間の縮減はされたか。		
取組状況	<p>■超過勤務命令の基本方針徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務の見直し、簡素化を図り公務能率の一層の向上に努める ○業務のスケジュール管理を行い、時間外勤務の縮減に努める ○時間外勤務の必要性を精査し、人員・時間を必要最小限にするよう努める ○時間外勤務は、所属長が命じ職員がこれに応じるというルール of 徹底を図る ○振替制度や代休制度、ノー残業デーの積極的活用を図る <p>■縮減のための具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○課内会議や係内会議の定例化を推進し、特定の職員に超過勤務が偏らないように協力体制を築く ○早朝ミーティングを行い、業務の遂行状況や予定等を課内全職員が共通認識を持てるようにする ○ノー残業デー・振替制度を積極活用し、特に「毎週水曜日のノー残業デー」については退庁時に庁内放送を実施し、早期退庁を促す ○一般事務職についても36協定を準用(週30時間)しその範囲内に納まるよう努め、オーバーする場合は人事課長・総務部長の検認(30H~人事課長・50H~総務部長)を受ける <p>■超過勤務時間の実績</p> <p>H17: 59,778H H18: 55,676H H19: 71,476H H20: 64,468H</p>		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>基本方針については、毎年課長宛に文書で徹底をしているのである程度浸透はしていると考え。また、縮減のための具体的取組についても実際に各職場で行われていることであり、取組みについては一定の評価はできると考える。</p> <p>しかし、縮減の実績が伴っていない状況がある。内容的には、平成19年度より選挙関係業務が全て超過勤務扱い(それまでは超勤手当ではなく報償費で対応)となり、特にH19年度においては三つの選挙が重なり、大幅な超勤時間の増加となった。</p> <p>また、H20年度においても一つの選挙があったため、大幅な超勤時間縮減とはならなかった。いずれの場合も、選挙関係の超過勤務時間を除いて計算しても前年度より超勤時間が増加(H18~55,676 → H19~58,426H → H20~60,780H)している状況がうかがえる。これについては、大きくは職員数の減と事業の進捗状況、各課における年度ごとの新規業務等々が影響を与えていると思われる。いずれにしても、結果として超勤時間の縮減は進んでいない。今後も、縮減に向けた様々な取組みを検討し実施していかねばならないと考える。</p>		

2-(2)-④	勤務時間の弾力的運用	所管課	人事課
市民サービスの向上及びより効率的な勤務と労働時間の短縮（超過勤務の縮減）を図るため、窓口業務を含め勤務時間の弾力的運用を実施する職場の拡大を検討する。			
実施時期	17年度	拡大検討	現在実施職場～情報政策課、学校給食調理場、 匹見保育所、小中学校勤務職員
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	昼休みや夕方の窓口対応による市民サービスの向上 労働時間の短縮（超過勤務の縮減）		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①勤務時間の弾力的運用の職場拡大は出来たのか。		
取組状況	<p>■当初より弾力的運用を実施していた職場</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報政策課～ 業務が終了した後のバックアップ業務が毎日1時間程度あり、この業務に当たる職員については1時間出勤時間を遅らせている（9時30分出勤） ○匹見保育所～ 保育業務において、早出・遅出担当を決め対応（H19年10月から指定管理に移行した） ○学校給食調理場～ 物資検収業務（食材の検査等）があり、担当者は1時間早く出勤している（7時30分出勤） ○小中学校勤務～ 学校施設主員について、学校の授業にあわせて出勤時間を早く設定している（8:05出勤と8:10出勤あり） <p>■新たに拡大した職場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報政策課～ コンピューター立ち上げ業務において、毎日30分早く出勤する必要があり、新たに対応している（H21年3月より） 		
委員の意見並びに評価と今後の課題等	<p>現在は3職場について弾力的運用を実施している。特に、毎日ある業務については安易に超過勤務対応とするのではなく、早出・遅出を取り入れて出勤・退勤時間をずらすことが必要である。</p> <p>今年になって新たに情報政策の早出を取り入れたが、現時点で必要と思われる職場については対応しており、一定の評価はできると考える。</p> <p>今後の課題としては、窓口職場の繁忙期（3月～4月）について「遅出の必要性」について検討を要することが考えられる。</p>		

2-(2)-⑤	旅費規程の見直し	所管課	人事課
旅費計算事務、支給方法等について効率化を進めるとともに、旅費規程についても見直しをする。			
実施時期	17年度	検討	
	18年度	↓ 実施	
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	事務の効率化（口座振替による支給等）		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①旅費計算事務、支給方法についての効率化は進んだか。 ②旅費規程についての見直しは行われたか。		
取組状況	■H18年4月より、職員の旅費支給については口座振込みで対応するように変更 ■H19年4月より、航空機利用による旅費の支給については実費で対応するように旅費規程の変更を実施 ○航空機利用については全て実費支給とし、領収書及び航空チケットの半券を精算時に添付することとした。 ○ただし、宿泊料が航空利用券・領収書に含まれている場合（パック）は、日当加算（夕食費）として2,600円を支給することとした。		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	当初方針どおり、旅費支給事務の効率化ということで「口座振込みで対応」するようにするとともに、「旅費の実費支給の実施」ということで費用の節約を図ることができた。		

2-(2)-⑥	報酬の見直し	所管課	人事課・関係課
合併前の3市町で報酬額が大きく乖離していた委員報酬については、おそくとも19年度から統一できるよう調整を進める。			
実施時期	17年度	合併前の3市町で報酬額が大きく乖離している嘱託医・体育指導員・交通指導員・消防団員・生活相談員・学校薬剤師・学校医及び学校歯科医について報酬の統一を図る。	
	18年度	報酬額の統一（調整の終了したもの）	実施
	19年度	報酬額の統一（すべての委員）報酬審議会の開催・見直し	検討 実施
	20年度		
	21年度		
効果	合併に伴う一体感の醸成、経費削減 17年度報酬改定に伴う節減額（年30,105千円） 特別職給与カットに伴う節減額 17年度3.5%カット1,147千円 18～19年度20%カット14,644千円 （顧問報酬10%カットを含む） 生活相談員報酬額改定 18年度新単価設定 減額 年1,698千円 交通指導員 " 18年度旧益田市の額に統一 体育指導員 " 18年度美都匹見減額改定 19年度旧益田市の額に統一		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①委員報酬等についての調整は統一できたか。		
取組状況	■平成18年度に調整したもの ○生活相談員報酬見直し 合併時（美都・会長年額120,000円 相談員95,000円、匹見・会長年額120,000円 相談員100,000円） ↓ 調整 会長、年額36,000円 相談員、年額30,000円（旧益田市に統一） ○交通指導員報酬見直し 合併時（美都・年額70,000円、匹見・年額50,000円）→ 調整 年額26,000円（旧益田市に統一） ■平成19年度に調整したもの ○体育指導員報酬見直し 合併時（美都・年額70,000円、匹見・年額60,000円）→ 調整 年額26,000円（旧益田市に統一） ○消防団員報酬見直し 合併時（美都・団長年額93,000円～団員28,000円、匹見・団長年額92,000円～団員27,000円） ↓ 調整 団長、年額80,000円～団員、年額20,000円（団長から団員まで7ランクあり） ○学校医、学校歯科医報酬見直し 合併時（美都・1校、年額152,000円 匹見・100名未満、年額10万円、100名以上、年額12万円） ↓ 調整 100名以内、年額65,000円 100名超、1名増すごとに140円を加算（就学前児童も別途あり） ・学校薬剤師報酬見直し 合併時（美都・年額60,000円、匹見・年額60,000円）→ 調整 1校につき年額48,500円		
委員の意見並びに今後の課題等	当初予定よりは1年遅くなったが、最終的に統一を図ることができた。		

(3) 定員・給与等の状況の公表

2-(3)	定員・給与等の状況の公表	所管課	人事課
益田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、他団体との比較や全国的な指標を示すなど、市民等が理解しやすい公表に努める。			
実施時期	17年度	公表（広報9月15日号及びホームページ） 18年3月下旬総務省のホームページにリンク	
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	他団体との比較や全国的な指標を示すなど、市民に分かりやすい形で公表することにより、理解を得られる人事行政の運営を図る。		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①人事行政の運営等の公表について、市民が理解しやすい公表となっているか。		
取組状況	<p>■平成17年度より、基本的に国の公表様式に基づき公表を実施</p> <p>○毎年9月15日号の益田市広報に4月1日時点の運営状況を掲載するとともに、3月下旬にホームページの更新も行っている。</p>		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	基本的に国の様式に基づいた公表をしているので、他と比較しやすく市民にも理解しやすい公表となっていると考えている。		

(4) 福利厚生事業のあり方

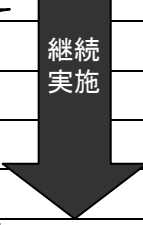
2-(4)	福利厚生事業のあり方	所管課	人事課																									
益田市職員共済会の事業については、公費負担部分、個人負担部分の整理をしたところだが、なお、公費負担の適切な内容、割合について検討していく。																												
実施時期	17年度	検討、調整	検討																									
	18年度		実施																									
	19年度																											
	20年度																											
	21年度																											
効果	経費削減 18年度 市補助金10%カット 精算後不用額は返還 (市補助金と職員掛金の負担割合を50:50から45:55に)																											
審議会評価	A	担当課評価	A																									
評価基準	①職員共済会事業の公費負担(補助金)は、適切な内容となっているか。																											
取組状況	<p>■本来は2.65/1000の負担率(労使折半)となっている。平成19年度以降、本来の補助金分よりカットして当初予算を組むと同時に、共済会事業の歳出について、公費から支出するのか職員掛金から支出するのかを事業によって振り分け、公費から支出する部分について余剰となった補助金については毎年市当局へ返還させている。</p> <p>【実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>《予算補助金》</th> <th>《支出額》</th> <th>《返還金》</th> <th>《予算上のカット率》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎H18年度</td> <td>7,502千円</td> <td>5,252千円</td> <td>2,250千円</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>◎H19年度</td> <td>6,456千円</td> <td>5,579千円</td> <td>877千円</td> <td>15%カット</td> </tr> <tr> <td>◎H20年度</td> <td>6,456千円</td> <td>6,162千円</td> <td>294千円</td> <td>17%カット</td> </tr> <tr> <td>◎H21年度</td> <td>6,171千円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20%カット</td> </tr> </tbody> </table>				《予算補助金》	《支出額》	《返還金》	《予算上のカット率》	◎H18年度	7,502千円	5,252千円	2,250千円	なし	◎H19年度	6,456千円	5,579千円	877千円	15%カット	◎H20年度	6,456千円	6,162千円	294千円	17%カット	◎H21年度	6,171千円	—	—	20%カット
	《予算補助金》	《支出額》	《返還金》	《予算上のカット率》																								
◎H18年度	7,502千円	5,252千円	2,250千円	なし																								
◎H19年度	6,456千円	5,579千円	877千円	15%カット																								
◎H20年度	6,456千円	6,162千円	294千円	17%カット																								
◎H21年度	6,171千円	—	—	20%カット																								
委員の意見及び取組に対する評価と今後の課題等	<p>共済会を通じ、様々な祝い金・見舞金・助成金等々を支出しているということで、給料の二重支給(手厚い保護=税金の無駄遣い)という批判を受けた経過があり、適切な支出となるように改善を図ってきている。</p> <p>今後も見直すところは見直し、市民から批判を受けないようにしていかなければならないと考える</p>																											


3 事務事業の見直し

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

3-(1)-①	新たな行政課題に対応した施策の 選択及び重点化 ～スクラップ・アンド・ビルドの徹底	所管課	政策企画課
<p>これからの地方公共団体は、地域のさまざまな力を結集し、「新しい公共空間」を形成するための戦略本部となり、行政自らが担う役割を重点化していくことが求められている。 新市建設計画を基本に政策、施策、事務・事業について、PDCAサイクルをもとに不断に正当性を検証し、活性化プランのローリングを行い新たな行政課題に対応していく。</p>			
実施時期	17年度	活性化プラン（実施計画）のローリング	
	18年度		
	19年度		
	20年度	新市建設計画を基本に総合振興計画の見直し開始	
	21年度		
効果	<p>行政課題への的確な対応 18年財政再建チームを立ち上げ、事業精査を進める。</p>		
審議会評価	B	担当課評価	B
評価基準	<p>①新市建設計画に沿った、実施計画の見直しを実施しているか。 ②実施事業に対して、必要性・事業費効果等を検証し、見直しを実施しているか。</p>		
取組状況	<p>■平成18年9月に益田市財政改革プランを策定し、事業の見直しを実施 ■平成20年度版益田市総合活性化プランの策定（平成19年12月） ■平成21年度版益田市総合活性化プランの策定（平成21年3月）</p>		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>益田市総合活性化プランについては、新市建設計画に沿った実施計画として位置付け、毎年事業の見直しを実施している。ただし、事業の費用対効果、必要性等（行政評価とに関連）についての取り組みが十分されていない。 また、平成21年度から第5次益田市総合振興計画の策定に着手することとしており、この計画の策定に当たっては、益田市が目指す『一流の田舎まち』を実現するためのまちづくりの方向性について検討するとともに、市民の意見を取り入れた、新たな行政課題に対応するための計画策定を行う必要がある。</p>		


3-(1)-②	行政評価制度の導入	所管課	政策企画課
行政の説明責任や透明性の確保、また新市建設計画の進行管理のため、行政評価制度の導入を図る。			
実施時期	17年度		
	18年度	制度検討	検討
	19年度	業務を限定し試行	↓ 継続 実施
	20年度	実施 予算編成への連動	
	21年度		
効果	行政の説明責任・透明性の確保 事務事業のスクラップ・アンド・ビルド		
審議会評価	C	担当課評価	C
評価基準	<p>①事務事業の制度行政評価、事業目的の明確化、成果指標について可能な限り数値化、計量化など合理的で的確な手法の実施ができているか。</p> <p>②行政評価制度の実施要綱等の設置を行なっているか。</p>		
取組状況	<p>■平成18年10月 導入自治体(浜田市)の視察</p> <p>■平成19年11月 島根県立大学の支援による庁内勉強会の設置</p> <p>■平成20年8月 総合活性化プラン事業計画時の評価項目設定による事業ヒアリングの試行</p>		
委員の意見並びに評価と今後の課題等	<p>行政評価は、行政の施策、事務事業の成果などを客観的基準に基づいて把握し、効率的、効果的な行政運営を行うとともに、職員の意識改革、政策能力の向上を図ることを目的とします。透明性の高い行政運営を行なうとともに、費用対効果の検討・検証も必要となる。</p> <p>行政内部では、評価結果を受けて改善見直しの検討を行い、方向性の明確になったものは、次年度の予算編成へ反映させていきます。また、課題のあるものについては、中長期的な視点で引き続き見直しに向けた検討を行っていく必要があります。</p> <p>導入については、先進地の事例等を参考にし、効率的な制度の導入を図っていく必要がある。</p>		

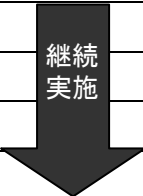
3-(1)-③	ゼロ的予算事業の推進	所管課	政策企画課
財源不足の中、市民サービスの低下を防ぐため、経費をかけず職員の創意工夫により事業を推進する。			
実施時期	17年度	検討	
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	経費節減・職員の意識改革 17年度 グラントワ周辺の益田川清掃ボランティア2回実施(節減額2,500千円) 美フォー・アフター運動開始(事務事業改善職員提案・庁内美化) 島根・山口県境連携事業、職員出前講座 広告収入事業検討開始 18年度以降更に拡大、充実を図る。検討事業案25事業		
審議会評価	B	担当課評価	B
評価基準	①経費をかけず職員の創意工夫による取り組みがなされているか。 ②職員ボランティア等による取り組みが行なわれているか。		
取組状況	■平成18年度 EAGAオープン記念道路清掃活動実施(7月26日) ■道の日(8月8日)に合わせて道路清掃活動実施(毎年継続実施) ■三里が浜海岸の清掃活動(毎年継続実施)		
委員の意見並びに評価と今後の課題等	職員ボランティアによる、道の日道路清掃活動等については定着しつつある。 今後は、職員の創意工夫によるゼロ的予算事業の取り組みについての提案方法を含め検討する必要がある。 ≪特に取組みを期待・要望する事項等≫ ○ゼロ的予算事業をもっと積極的に行なっていただきたい。市職員の努力する姿が市民に見えれば、厳しい財政状況の中で市民の理解・評価も得られるのではないかと。 ○ちょっとした身近な提案から職員の意識を変えていくスタンスで、継続して提案が出てくるような仕組みを考えて行くことが必要ではないかと。		

3-(1)-④	職員提案制度の活用	所管課	政策企画課
職員のアイデアを市民サービスの向上や業務の改善、経費節減に反映させるとともに、職員の意識改革と組織の活性化を図るため、提案制度を充実させる。			
実施時期	17年度	制度について検討・実施	
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	事務事業の効率化、市民サービス向上、経費節減、職員の意識改革 17年12月～18年1月職員に事務事業改善提案一斉募集 応募件数181件 18年4月職場提案募集 18年7月 職員提案第2回募集予定		

審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①職員が感じている問題点やアイデアを提案することによる、事務の効率化と市民サービスの向上が図られているか。 ②職員の事務事業改善に対する意欲の向上、意識改革が図られているか。		
取組状況	<p>■平成19年度 具体的、実践的な提案募集 提案9件 提案募集方法の見直し 常時募集、提案状況・内容の職員周知</p> <p>■平成20年度 一人一改善運動（職員改善報告）実施9月～ 報告件数約150件 改善通信（庁内向け広報）14回発行</p> <p>■職員向け改善研修実施（平成21年1月29日実施）</p>		
委員の意見並びに評価と今後の課題等	<p>職員提案・業務改善についての取組みは継続的に実施してきたが、平成20年度に実施した職員研修により、普段から行なっていたこと（創意工夫）が業務改善であることを職員が改めて認識できた。 今後は、職員提案・事務事業改善に対する職員の意識が持続する仕組みづくりが必要となる。</p> <p>《特に取組みを期待・要望する事項等》 ○提案については、期限を設けたり、提出件数の目標値を設定するなど、長続きする制度を検討していただきたい。 ○提案に対して、評価・公表をし、フィードバックをしないと制度として長続きしないのではないか。</p>		

(2) 公共サービスの民間開放

3-(2)-①	民営化・民間委託の推進	所管課	総務管理課
<p>厳しい財政状況の中、行財政のスリム化を図るため、公共サービスにおける官と民の役割分担を見極め、民間が行ったほうが効率的・効果的に業務執行ができるものは民間に任せることを基本に外部委託基準を定め民間委託を推進する。</p> <p>また、委託により住民サービスの低下を招かないよう委託結果について検証していく。</p> <p>なお、市場化テストについても国の動向を見極め研究検討を進める。</p>			
実施時期	17年度	外部委託基準の作成 事務事業の総点検	
	18年度	検討	(匹見保育所のあり方検討)
	19年度	民間委託の推進	
	20年度		
	21年度		
効果	民間活力導入、市民サービスの向上、経費節減		
審議会評価	B	担当課評価	B
評価基準	<p>①民間委託可能な業務の検討がなされているか。</p> <p>②民間委託可能な業務について、実際に民間委託がなされているか。</p>		
取組状況	<p>■平成19年4月 指定管理者制度 ○益田川ダム周辺施設 ○匹見中央公園</p> <p>■平成19年10月 指定管理者制度 ○匹見保育所</p> <p>■平成21年4月 指定管理者制度 ○益田運動公園</p> <p>■平成21年4月 民間委託 ○文書遞送業務</p> <p>■検討中 ○学校給食調理場</p>		
委員の意見並びに評価と今後の課題等	<p>市民サービスの低下を招かず民間委託を実施するため、今後とも可能性を検討する必要がある。今までは直営施設について指定管理者制度を採用して管理・運営を民間に委ねるものが主流であったが、より少ない職員で効率的に業務を遂行するためには民間でできる業務は民間に任せることが必要であり、今後さらに民間委託の検討を進めることとする。</p> <p>市場化テストの実施に向けては、現在のところ目途が立っていないため、今後検討していく必要がある。</p>		

3-(2)-②	指定管理者制度導入	所管課	総務管理課
<p>公の施設の管理について、多様化・複雑化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として創設された指定管理者制度の導入を進める。また、導入によりサービス低下を招かないよう導入後のモニタリングの実施についても協定時に措置する。</p> <p>なお、導入にあたっては公募を原則とする。</p>			
実施時期	17年度	現に管理委託をしている施設について、18年4月を目途に指定管理に。現在直営の施設についても指定管理の方向性について検討	
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	<p>民間活力導入、市民サービスの向上、経費節減</p> <p>17年度 指定管理導入済施設 8施設</p> <p>18年4月 指定管理導入予定施設 62施設</p> <p>経費削減効果 益田市立老人ホーム清月寮 31,010千円（対前年度）</p> <p>益田市生活バス運行事業 4,207千円（対前年度6ヶ月分）</p> <p>益田市立介護老人保健施設くにさき苑 25,061千円（対前年度）</p>		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	<p>①指定管理者制度導入可能な公の施設に制度が導入されているか。</p> <p>②公募方式が採られているか。</p> <p>③モニタリングは実施されているか。</p>		
取組状況	<p>■導入実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成17年度以前の導入施設 8施設 ○平成18年4月導入施設 59施設 ○平成18年9月導入施設 2施設 ○平成19年4月導入施設 2施設 ○平成19年10月導入施設 1施設 ○平成21年4月導入施設 1施設 <p>■公募方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大部分が単独指定で公募施設はごく少数 <p>■モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成20年12月に『指定管理者制度導入施設におけるモニタリングに関する指針』を策定し、平成21年度より実施予定 		
委員の意見並びに評価と今後の課題等	<p>指定管理者制度導入については、可能施設の大半は導入済であり、評価できると考えている。公募方式での導入は少数であるが、地元自治会等公募になじまない指定管理者も相当多数になるため公募にも限界がある。平成21年度は美都・匹見の老人福祉施設の公募も検討されることとなっており、可能性がある施設の公募化には今後も取り組んでいく。モニタリングについては、指針を示しているが、21年度に総務費に予算計上されていることから、公募委員の参加も得て実施に努めていくこととしている。</p> <p>《特に取組みを期待・要望する事項等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○美都地域、匹見地域の福祉施設を指定管理に広げることには疑問がある。これまでどおり社協が行う方が安心感があるし、地域の雇用にも配慮し、地域福祉に貢献するためにも慎重な検討をお願いしたい。入居している方が安心していただけること、職員が不安にならないことに全力を挙げて取り組んでいくことが大切ではないか。 		

3-(2)-③	PFI手法の適切な活用	所管課	関係課		
民間の資金やノウハウを活用し、安くて良質な公共サービスを提供するため、PFI手法について引き続き調査・研究し、PFI手法のメリットが活かせる施設建設等への活用を図る。					
実施時期	17年度	学校給食調理場	検討	最終処分場	検討
	18年度	(可能性調査)	継続実施		
	19年度				
	20年度				
	21年度				
効果	民間資金、ノウハウ活用による安価で良質な公共サービスの提供 学校給食調理場は、18年度に可能性調査を実施（削減効果見込額調査実施後記載） 最終処分場については、18年度中に検討する。				
審議会評価	B	担当課評価	B		
評価基準	①PFI手法のメリット、デメリットを踏まえ導入検討がされているか。				
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ■学校給食共同調理場建設 <ul style="list-style-type: none"> ○PFI可能性調査実施に向け庁内検討4月～ ○公募によるプロポーザルにより業者決定12月 ○可能性調査実施12月～3月末 ○6月21日PFI調査結果公表 ○10月31日第1回給食あり方検討会開催～ ○12月26日第4回給食あり方検討会開催 ○3月31日第7回あり方検討会 答申のまとめ ■4月8日 あり方検討会答申 ■H20年度において施設整備手法の方針案を策定（基本構想） ■H21年度において施設整備計画を策定予定 				
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>学校給食共同調理場の建設については、PFI調査の結果を踏まえ、給食あり方検討会において審議が行なわれ、平成20年4月に答申がなされている。</p> <p>今後、職員の処遇、民間参入の可否等を含め検討・調整を行っていく必要がある。</p> <p>また、現在は学校給食調理場以外にPFI導入検討案件はないが、導入を検討するには、メリット、デメリットを踏まえた十分な検討が必要になる。</p> <p>《特に取組みを期待・要望する事項等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校給食共同調理場の再整備については、整備の方式に関係なく、『地産地消』の推進、『保護者のチェック機能』の推進・強化など、広く意見を聞いて推進を図っていただきたい。 				

(3) 環境に配慮した業務の推進


3-(3)	環境に配慮した業務の推進	所管課	環境衛生課																								
<p>循環型社会形成のため、基本指針となる一般廃棄物処理基本計画及び地球温暖化防止地域推進計画を策定する。具体の取組みとして3R運動（廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用）を市民や事業所と一体となって推進する。</p>																											
実施時期	17年度	3R運動の推進	一般廃棄物処理基本計画策定 実施																								
	18年度	継続	地球温暖化防止地域推進計画策定 実施																								
	19年度																										
	20年度	実施																									
	21年度																										
効果	<p>環境に配慮した循環型社会の形成 平成17年度 クールビズ運動の実施</p>																										
審議会評価	B	担当課評価	A																								
評価基準	<p>①市民・事業者・行政が連携を取り、協力してごみの減量化に取り組んでいるか。 ②地球温暖化対策として温室効果ガス（CO2）の削減に取り組んでいるか。 ③3R運動の啓発・推進に取り組んでいるか。</p>																										
取組状況	<p>■平成19年2月 益田市役所地球温暖化対策実行計画の推進 ○H19年度 CO2 H17年度比 5.84%削減 ○H20年度 CO2 H17年度比 6.48%削減</p> <p>■平成19年10月 ごみ処理費の有料化 ○燃やせるごみ 家庭用（大） @15円 ⇒ @60円 ○燃やせるごみ 家庭用（小） @11円 ⇒ @40円 ○燃やせるごみ 事業用（大） @15円 ⇒ @100円 ○埋め立てごみ 家庭用（大） ⇒ @50円 ○埋め立てごみ 家庭用（小） ⇒ @30円 ○容器包装プラ 家庭用（大） @14円 ⇒ @20円</p> <p>■分別収集の推進によるごみ排出量の削減</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>《H18年度》</th> <th>《H19年度》</th> <th>《H20年度》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○燃やせるごみ（汚泥を除く）</td> <td>12,773 t</td> <td>13,056 t</td> <td>12,565 t</td> </tr> <tr> <td>○埋め立てごみ</td> <td>637 t</td> <td>677 t</td> <td>567 t</td> </tr> <tr> <td>○容器包装プラ</td> <td>623 t</td> <td>638 t</td> <td>587 t</td> </tr> <tr> <td>○可燃性粗大ごみ</td> <td>71 t</td> <td>100 t</td> <td>104 t</td> </tr> <tr> <td>○廃食用油</td> <td>20 t</td> <td>20 t</td> <td>20 t</td> </tr> </tbody> </table> <p>■平成21年3月 地球温暖化防止地域推進計画策定 ■公共施設への太陽光発電の導入（H21年度福祉センター設置予定） ■エコリスフェア・益田祭り・雪舟さん祭り等の各種イベントでの啓発活動</p>				《H18年度》	《H19年度》	《H20年度》	○燃やせるごみ（汚泥を除く）	12,773 t	13,056 t	12,565 t	○埋め立てごみ	637 t	677 t	567 t	○容器包装プラ	623 t	638 t	587 t	○可燃性粗大ごみ	71 t	100 t	104 t	○廃食用油	20 t	20 t	20 t
	《H18年度》	《H19年度》	《H20年度》																								
○燃やせるごみ（汚泥を除く）	12,773 t	13,056 t	12,565 t																								
○埋め立てごみ	637 t	677 t	567 t																								
○容器包装プラ	623 t	638 t	587 t																								
○可燃性粗大ごみ	71 t	100 t	104 t																								
○廃食用油	20 t	20 t	20 t																								
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>循環型社会を形成するには、3R運動を行政だけでなく市民・事業所が一体となって、継続的に取り組まなくてはならない。活動の成果が見えにくく、また短期間では現れない難しさがあるなかで、益田市役所地球温暖化対策実行計画を推進し、一定のCO2削減をしている事は評価できると考えている。</p> <p>しかしながら、こうした取組みが広く市民レベルに発展していない事など、更なる取組みの推進が必要である。</p> <p>《特に取組みを期待・要望する事項等》 ○地球温暖化対策実行計画について、内容を知らない職員がいるなど、職員の意識が低いと思われるので、意識向上を図る取組みを推進していただきたい。</p>																										


(4) 広域行政のあり方


3-(4)	広域行政のあり方	所管課	総務管理課
市町村合併後の1市2町での広域行政のあり方について、基金の取扱いや広域消防をはじめとする組織や業務のあり方全般について検討する。			
実施時期	17年度	検討	広域消防 市内分遣所のあり方について検討
	18年度	↓	
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	効率的な行政運営		
審議会評価	B	担当課評価	B
評価基準	①益田広域消防力整備検討委員会答申（1消防本部1署9分遣所体制を1消防本部3署4分遣所に）に沿った体制に移行しているか。 ②その他広域組合の整理はなされたか。		
取組状況	■益田広域消防力整備検討委員会答申 （1消防本部3署4分遣所にし、津和野、吉賀に署を設置） 平成19年4月 横田、津田、中西の3分遣所を廃止 ■平成19年8月末 清掃組合解散 ■平成19年10月 クリーンセンター稼動		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	広域消防力整備検討委員会答申に沿った体制に向け一部の分遣所を廃止したが、3署体制に向けてはまだ見通しが立っていないため、今後、協議・検討を図っていく必要がある。 東町旧焼却場については、クリーンセンターの本格稼動に伴い、平成29年度以降に解体することで地元合意を得ている。		


4 自主性・自立性の高い財政運営の確保


(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

4-(1)-①	予算の厳正な執行	所管課	財政課・全課
補助事業・起債事業など、当該年度に執行すべき事業費が定められた案件以外は使い切りのな執行は容認しない。			
実施時期	17年度		
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	歳出の削減 次年度への繰越金の発生（次年度歳入財源の確保）		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①補助事業・起債事業など、当該年度に執行すべき事業費が定められた事業以外の事業（市の単独事業など）について、使い切り予算の防止策などが図られているか。 ②事業実施にあたっては、経費削減意識をもって予算執行を行なっているか。		
取組状況	■事務処理手続上でのチェック 事業予算の使い切りについては、必ず流用という行為が発生し、金額の多少にかかわらず財政課の事務処理が必要となっている。補助事業・起債事業については最終的には円単位での流用を認め、単独事業では千円単位とするとともに流用に制限を行なっている。 ■職員への注意喚起 年度末事務処理の諸注意として、予算残額の執行について、使い切り予算の防止などの注意喚起を実施		
委員の意見並びに取組と今後の課題等	過去においては、決算審査の場で不用額の発生原因について詳細を求められるなど、措置された予算は全額執行すべきとの方向であったが、現在その旨の発言もなくなっており、職員の財政健全化への意識も高まってきている。 国庫補助金の適正な執行について会計検査院の指摘等が報道されたが、国庫補助金の不用額を返還させるなど制度を変更しない限り補助事業費は使い切らなければならない。年度末に事務費調整をせざるを得ない。それが、全ての事業について無駄なことをしていると市民の目には映るのではないか。 ≪特に取組みを期待・要望する事項等≫ ○財政改革プランについて、目標どおり達成されているのか、市民に分かりやすく説明していただきたい。 ○予算編成の資料は前年当初予算ベースでの比較となっており、前年度の決算を見て当初予算が編成される仕組みにはなっていない。また、年度内に補正予算があるため、現時点の年度予算はすでに数字が異なっており、比較がしにくく分かりづらい。資料作成等について工夫をお願いしたい。		

4-(1)-②	経常経費の節減	所管課	財政課・全課
<p>人件費については、2-(1)職員定数の削減・適正化や2-(2)-⑥委員報酬の見直しを踏まえ経費の削減を図る。</p> <p>公債費については、4-(1)-④公債費負担の軽減により対応を図る。</p> <p>補助金・負担金については、4-(2)-①及び②補助金制度の見直し等により削減を図る。</p> <p>物件費等については、予算編成方針に減額シーリングを設定することにより減額を図る。</p>			
実施時期	17年度		情報機器保険加入の検討
	18年度		検討
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	歳出の削減 経常収支比率の改善		
審議会評価	B	担当課評価	B
評価基準	<p>①平成19年度の数値は県内8市で6番目に位置しており、当面の目標として8市の平均である93%未満を達成できているか。</p> <p>②人件費、扶助費、公債費等の義務的経費の節減を図っているか。</p>		
取組状況	<p>■収支不足解消を目標に財政再建3ヶ年計画を策定（H18.9）</p> <p>○歳入確保への取組 1億2,600万円（ごみ処理手数料、広告料）</p> <p>○歳出削減への取組 3億6,300万円（職員定数・給与等見直し）</p> <p>■公債費負担の適正化</p> <p>■中期財政計画（H20.12策定）では、平成24年度の数値を96.3%と見込んでいる</p> <p>※経常収支比率とは 人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、普通地方交付税等の経常的な収入の一般財源がどの程度充当されたかの指標であり、数値が大きいほど財政運営の硬直化を示す（義務的経費の割合が高い）。 ◎H18=97.3%、◎H19=96.0%、◎H20=96.9%見込</p>		
委員の意見並びに評価と今後の課題等	<p>近年、地方債の発行抑制に努め、後年度の公債費の削減を図ってきたが、新焼却場の稼動に伴う経常経費の増加、地域経済危機対策関連費などにより、経常収支の改善は当面困難な状況である。</p> <p>平成20年度、21年度においては、国の経済危機対策に応じて、益田市も地域の景気回復のため交付金を活用し、多くの事業に取り組んできた。また、旧競馬場の活用など、指標を押し上げる要因が山積しており、これらがどう影響するのか、現時点では見込めないが、継続的に状況を把握するよう努力していく。</p> <p>また、平成27年度からの交付税減額（合併算定替の段階的削減）への対応も検討していく必要がある。</p>		

4-(1)-③	コスト意識の徹底	所管課	財政課・全課
財政状況の職員研修を行い、コスト意識の徹底を図る。(毎年実施)			
実施時期	17年度	職員研修の実施	
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	歳出の削減 経常収支比率の改善		
審議会評価	B	担当課評価	B
評価基準	①職員のコスト意識の徹底のための取組みがされているか。 ②職員のコスト意識の向上が図られているか。		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 財政再建3ヶ年計画説明会 (H19.5) 全職員対象 ■ 新年度予算編成説明会 (毎年度) ■ 財政状況調査票作成説明会 (毎年度) ■ 新規職員財政研修 (毎年度、ただし新規採用があった年) ■ 職転職員財政研修 (現業職から一般職へ職転があった場合等) 		
委員の意見並びに取組と今後の課題等	<p>全職員を対象とした財政再建3ヶ年計画説明会では、その後の職員意識の高揚に一定の成果があったと認識している。</p> <p>予算編成や財政調査の説明会では対象者が固定しており、全職員への広がりが望めないため、どのようにして全職員への周知徹底を図って行くのかを検討する必要がある。</p> <p>昇任時(係長・補佐・課長)に財政研修を行い、コスト意識の醸成のほか、それぞれの立場における財務証憑等の見方・チェックの仕方など実務のレベル向上を図ることも必要であり、今後検討していく。</p>		

4-(1)-④	公債費負担の軽減	所管課	財政課												
起債制限比率H16年度(単年度)16.3%が23年度(単年度)には14%を下回るよう、公債費負担適正化計画(毎年度見直し)に示した財政運営を行う。															
実施時期	17年度	公債費負担適正化計画の策定													
	18年度	見直し													
	19年度	見直し													
	20年度	見直し													
	21年度	見直し													
効果	財政の健全化 起債制限比率、経常収支比率の改善														
審議会評価	B	担当課評価	B												
評価基準	<p>①財政の健全運営を行なうための指標となる、実質公債費比率18%以下を目標値とし達成できているか。</p> <p>②実質公債費比率を抑制するための取組みが行なわれているか。</p> <p>《注》</p> <p>◎市債発行の可否については、平成18年度からその指標が「起債制限比率」から「実質公債費比率」へ変更となった。</p> <p>◎実質公債費比率が18%を超える団体は、市債発行において、公債費負担適正化計画を作成し、知事の許可を受けなければならない。</p>														
取組状況	<p>■市債発行の抑制(臨時財政対策債を除く決算額) 【単位:百万円】</p> <table border="0"> <tr> <td>H10=4,499</td> <td>H16=2,622</td> </tr> <tr> <td>H11=4,492</td> <td>H17=2,657</td> </tr> <tr> <td>H12=4,460</td> <td>H18=3,847</td> </tr> <tr> <td>H13=3,380</td> <td>H19=1,982</td> </tr> <tr> <td>H14=3,102</td> <td>H20=1,432</td> </tr> <tr> <td>H15=2,689</td> <td>H21=1,627</td> </tr> </table> <p>合併前は3団体の合計、H21は予算額</p> <p>■実質公債費比率</p> <p>◎H18=20.1%、◎H19=19.7%、◎H20=19.3%見込</p>			H10=4,499	H16=2,622	H11=4,492	H17=2,657	H12=4,460	H18=3,847	H13=3,380	H19=1,982	H14=3,102	H20=1,432	H15=2,689	H21=1,627
H10=4,499	H16=2,622														
H11=4,492	H17=2,657														
H12=4,460	H18=3,847														
H13=3,380	H19=1,982														
H14=3,102	H20=1,432														
H15=2,689	H21=1,627														
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>市債発行の抑制により公債費は確実に減額している。ただし、実質公債費比率の算定においては、債務負担行為や企業会計繰出金の一部も対象となるため、その効果は薄れている。</p> <p>新焼却場の稼働、旧競馬場の活用、学校給食調理場の建設、公共下水道への取組など、指標を押し上げる要因が山積しており、改善の足踏み状態が続くと推測される。中期財政計画(H20.12策定)では、H24の数値を17.6と見込んでいる。</p>														


4-(1)-⑤	市税等徴収率の向上	所管課	税務課 (収納対策室)
市税等の収入については、行政施策を推進していく上で極めて重要な財源である。また、公正、公平な負担を図るためにも全庁的な取組が必要である。 庁内の収納対策強化委員会において具体的な取組みを協議し、徴収率の向上に努める。			
実施時期	17年度	庁内全体での徴収体制づくり 徴収率 対前年度0.5%UP	
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	歳入確保 公平公正な負担		
審議会評価	B	担当課評価	B
評価基準	①庁内全体の徴収体制づくりができていないか。 ②徴収率の向上が図られ、滞納繰越額が減少したか。		
取組状況	■収納対策強化委員会において、各課の課題や問題点を検討し、毎年度の収納方針を決定。 ■管理職を筆頭に、5月と11月に特別滞納整理月間として徴収強化を図る。		
委員の意見並びに評価と今後の課題等	各課において徴収体制が取れないなど、強化に向けて差異がある。 市民に負担していただく、市税、使用料、負担金、分担金等にはそれぞれの目的があり、一律の徴収体制は難しいが、今後も課題や問題点を整理し、体制強化に向け協議していく必要がある。 ≪特に取組みを期待・要望する事項等≫ ○前納報奨金がなくなる一方で、滞納状況を見ると、正直者が馬鹿を見るといった感じを受ける。 ○公平性の観点からも一定の線を引いて、法的な手段も含め厳格に取組みを強化していただきたい。		


4-(1)-⑥	税外収入の確保	所管課	財政課・総務管理課 各担当課	
4-1-⑤市税等徴収率の向上での取組みにより使用料・負担金等の歳入確保を図る。 4-1-⑨未利用市有地の有効活用及び市有財産等への広告掲載の取組みにより税外収入の確保を図る。				
実施時期	17年度		広告収入・駐車料金徴収	検討
	18年度	継続 実施		実施
	19年度			
	20年度			
	21年度			
効果	18年度		広告収入見込み 1,000千円 駐車料金見込み 5,000千円	
審議会評価	A	担当課評価	A	
評価基準	①税外収入の確保に向けた取組みが積極的に行なわれているか。			
取組状況	<p>■広告掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市広報 平成19年度から（6月15日号から掲載） ○HP 平成19年度から（7月から掲載） ○ゴミ袋 平成19年度から ○健康カレンダー 平成21年度分から <p>■広告料収入実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成19年度 2,001千円（財政再建3ヶ年計画の目標額 1,000千円） ○平成20年度 2,787千円（財政再建3ヶ年計画の目標額 2,000千円） 			
委員の意見並びに評価と今後の課題等	<p>広告料収入という新たな財源を確保できたことの意義は大きいことであり、一定の評価ができると思う。</p> <p>今後も、広告料収入への積極的な取組みや使用料・手数料の見直しによる適正化を推進し、税外収入の確保に努めていく必要がある。</p> <p>使用料の適正化として、駐車料金の確保に向けて取組みを開始したが、支所を含む出先機関・学校施設・市営住宅など統一した取組みができなかった。引き続きの課題として、継続的に検討して行く必要がある。</p>			

4-(1)-⑦	使用料・手数料の見直し等受益者負担の適正化	所管課	財政課・各担当課
使用料・手数料等の適正化に向けた組織を設置し検討する。			
実施時期	17年度		
	18年度	検討・見直し	検討
	19年度		実施
	20年度		
	21年度		
効果	歳入財源の確保 受益者負担の適正化		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①使用料・手数料の適正化が図られているか。		
取組状況	<p>■使用料・手数料の適正化</p> <p>○ごみ処理手数料の有用化（平成19年10月から実施）</p> <p>○各種教室等の実費負担化</p> <p>■ごみ処理手数料実績</p> <p>○平成20年度 1億347万円</p>		
委員の意見並びに取組に對する評価と今後の課題等	<p>ごみ処理手数料という新たな財源を確保できたことの意義は非常に大きいことであり、一定の評価ができると考える。</p> <p>財政再建3ヶ年計画では保育負担金の検討も計画していたが、国庫負担金制度の見直し、少子化対策への取組拡大のなか、保育負担金については、現行制度のまま据え置いている。</p> <p>財政健全化を図る中では経費の削減にとどまらず、負担金の見直しも必要である。</p> <p>《特に取組みを期待・要望する事項等》</p> <p>○ごみ処理手数料について、地球温暖化防止対策やごみの減量化対策などに配分されているのか。循環型社会の推進のための事業に当てることを検討していただきたい。</p>		

4-(1)-⑧	占有料の見直し	所管課	総務管理課 各担当課
市有財産の占有料の額等のあり方を検討する。			
実施時期	17年度	検討・見直し	検討
	18年度		↓ 継続 実施
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	歳入財源の確保 受益者負担の適正化		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①市有財産の占有料について、財源確保と公平性の観点から検討がされたか。		
取組状況	■平成19年3月29日 益田市行政財産使用料条例施行		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	益田市行政財産使用料条例を定め、土地・家屋の使用料を定めたことにより評価できると考える。		


4-(1)-⑨	未利用市有地の有効活用	所管課	総務管理課
未利用となっている市有財産について、有効活用方策及び効率的な管理運営を検討する。今後公共的な利用及び行政目的の遂行のために供することが見込まれないものについては売却することを検討する。			
実施時期	17年度	「市有財産有効活用検討委員会」の設置	検討
	18年度		↓ 継続 実施
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	平成17年11月「市有財産有効活用検討委員会」の設置 未利用地物件の情報をホームページ及び広報により情報提供実施 未利用地3件について3月14日に入札実施（告示中）		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①市有財産の有効活用するためのルールづくりができているか。 ②市有財産を売却するためのルールづくりができているか。		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ■平成17年11月市有財産有効活用検討委員会を設置 ○ホームページ・広報での情報の公開 ○該当土地への看板設置 ○入札の実施 		
委員の意見並びに評価と今後の課題等	<p>市有財産有効活用検討委員会が設置され、有効活用、売却に向けてのルールづくりができたことは評価できると考える。</p> <p>未活用行政財産の所管替も含め、今後も売却、賃貸を進めていく必要がある。</p>		

4-(1)-⑩	特別会計の健全化	所管課	財政課・各担当課
4-(1)-②経常経費の節減の取組みにより健全化を図る。			
実施時期	17年度		
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	繰出金の減額による経常収支比率の改善		
審議会評価	B	担当課評価	B
評価基準	①特別会計の健全化を推進することにより、一般会計の繰出金が減少し、健全な財政運営が行なえることとなる。このため、特別会計においても、一般会計と同様に歳入の確保、歳出の抑制の取組みが行なわれているか。		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ■一般会計・特別会計の区別なく職員研修を実施 ■執行においても一般会計・特別会計でおなじ取組を実施 		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>特別会計では特定の収入が存在し、合併時の調整がなされていないものについては早急に改善するなど、歳入確保に努め、会計財政の健全化を図る必要がある。</p> <p>使用料等の収入単価が事業の維持に適切な額であるのか、定期的な見直しが必要である。</p>		


4-(1)-⑪	財政分析及び財政情報の公表	所管課	財政課
<p>市財政状況等を特別会計も含め広く市民に公表する。 財政状況書（3月・9月）の公表（自治会長、図書館へ配布） 歳入・歳出（目的別、性質別）当初予算額及び主要事業を市広報、ホームページに掲載 歳入・歳出（目的別、性質別）決算額を市広報、ホームページに掲載 普通会計貸借対照表（バランスシート）をホームページに掲載</p>			
実施時期	17年度		
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	市財政状況の市民理解と自治意識の向上		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①市財政状況等を特別会計も含め広く市民に公表しているか。		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ■財政状況書（3月・9月）の公表（自治会長、図書館へ配布） ■当初予算額及び主要事業を市広報、ホームページに掲載 ■決算額（決算統計数値）を市広報、ホームページに掲載 ■財政健全化指標（実質公債費比率、将来負担比率等）を市広報、ホームページに掲載 ■普通会計貸借対照表（バランスシート）をホームページに掲載 		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>本市も様々な財政資料を公表しているが、市民から見てまだまだ見やすいものになっていない。（加工するためには多くの時間を要し、誤植のリスクあるため。） このため、平成22年度執行予算から新財務会計システムを導入することとしており、このシステム整備においては、財政資料の加工が容易にできるよう整備することとしている。</p> <p>《特に取組みを期待・要望する事項等》 ○財政再建3ヵ年プランの達成状況を、分かりやすくグラフに示すなどして公表していただきたい。</p>		

(2) 補助金・負担金等の整理合理化

4-(2)-①	補助金・負担金等の整理合理化	所管課	財政課・各担当課									
補助金・負担金の総額抑制のため組織を設置し、廃止、統合、終期の設定等について検討する。また、交付要綱を整備せず、補助金交付規則や決裁により執行されているものは、その補助金の目的・範囲等を明確にするため交付要綱を整備する。												
実施時期	17年度	補助金・負担金の整理										
	18年度	検討・見直し	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td style="text-align: center;">検討</td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td style="text-align: center;">要綱整備</td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td style="text-align: center;">実施</td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> </table>	↓	検討	↓	↓	要綱整備	↓	↓	実施	↓
	↓	検討	↓									
	↓	要綱整備	↓									
	↓	実施	↓									
19年度												
20年度												
21年度												
効果	適正な補助金支出 歳出削減 経常収支比率の改善											
審議会評価	B	担当課評価	B									
評価基準	<p>①各種団体等への補助金・負担金の廃止・統合を含めた全体的な見直しが実施されているか。</p> <p>②補助金・負担金の終期の設定等について検討されているか。</p> <p>③補助金に対しては、交付要綱等を整備し、補助の目的・範囲等が明確になっているか。</p>											
取組状況	<p>■交付要綱の整備（H18 総合政策課より各課指示）</p> <p>■当初予算事務事業の見直し（毎年度財政課より各課指示）</p>											
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>補助金・負担金の廃止、統合、縮減については、毎年の当初予算編成時に担当課において見直しを実施しているが、思い切った見直しができている。</p> <p>また、補助金制度の終期設定についても、なかなか見直しがされていない状況がある。</p> <p>こうした状況を踏まえ、平成21年度に事務事業の全般にわたる見直しを行うこととしている。</p> <p>《特に取組みを期待・要望する事項等》</p> <p>○地域活性化のためのイベント補助等については削減せずにおくべきではないか。</p> <p>まちの賑わいを戻すには本気で地域おこしを考える必要がある。</p>											

4-(2)-②	補助団体の自立促進、統合支援	所管課	関係課
旧3市町の類似の補助団体については、合併後の統合・育成に向け情報提供等の支援を行う。			
実施時期	17年度		
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	各種団体の自立性、独自性の促進 機能的な団体運営		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①類似団体に対する統合の促進及び補助制度の見直しが行なわれているか。		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村合併に合わせ整理・見直しを実施（一部未実施） ■美都・匹見の商工会については、平成19年4月に合併 		
委員の意見並びに評価と今後の課題等	<p>市町村合併の事務事業調整と関連するが、類似団体への補助金見直しについての整理はほぼ終了した。</p> <p>ただし、一部の類似団体・大会等に対する補助制度の見直しが残っており、平成21年度中に調整を行うこととしている。</p>		

(3) 公共工事の合理化

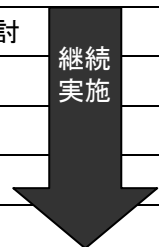
4-(3)-①	公共工事のコスト縮減	所管課	関係課	
公共工事のコスト縮減のため、再生資源の使用や、盛土材に他事業の残土を流用する等の取組みを行っている。資材単価等について見積もり徴収方式を積極的に活用するなど今後ともコスト縮減に向けた取組みを継続する。				
実施時期	17年度			
	18年度			
	19年度			
	20年度			
	21年度			
効果	経費節減、循環型社会の形成			
審議会評価	A		担当課評価	A
評価基準	①公共工事のコスト縮減のため、再生資源の使用や、盛土材に他事業の残土を流用する等の取組みを行っているか。			
取組状況	<p>■再生資源の使用については、島根県の共通仕様及び積算基準において使用するよう指導がなされている。</p> <p>また、他事業の残土処理については、国・県・市の事業において特記仕様書に定めている。</p>			
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>公共工事のコスト縮減のための取組みについては、国・県の指導により随時取組みがなされている。</p> <p>再生資源の使用や、他事業の残土を盛土材に流用する等の資源の有効利用の取組みにより、コスト縮減の他に地球環境への配慮効果が期待できる。</p>			

4-(3)-②	入札・契約手続等の改善	所管課	総務管理課									
入札・契約手続きにおける透明性・客観性、競争性の一層の向上を図り、不正行為等を排除するため、様々な入札制度の執行をはじめとする入札契約手続きの改善に努める。												
実施時期	17年度	公表規定の改善、簡易型一般競争入札の導入										
	18年度	検討・実施										
	19年度	↓ 継続 実施										
	20年度											
	21年度											
効果	<p>入札制度の改善 予定価格の事後公表、入札不落案件の随意契約の廃止、建設工事の最低制限価格制度及び簡易型一般競争入札の導入を行った。</p> <p>落札率 平成16年度落札率98.90%（低入札を除く） 平成17年度落札率94.30%（平成18年2月末日現在） 4.60%の低下 平成18年2月末日現在の入札金額2,048,853千円 約94,000千円の削減効果が見込まれる。</p>											
審議会評価	A	担当課評価	A									
評価基準	<p>①公正・透明な入札制度に向けて常に検討がなされているか。 ②落札価格の高止まりの改善が図られているか。 ③競争の激化による低入札に対応する制度改正が検討されているか。</p>											
取組状況	<p>■入札制度の改正については、過去から常に見直しを行ってきた。見直しの結果、新たな問題が発生した場合には、その都度さらに見直しを行い、より良い入札制度となるよう努めている。</p> <p>■平成18年度～平成20年度の総額落札率 《建設工事・測量工事等》《水道施設工事・業務委託等》</p> <table border="1"> <tr> <td>◎平成18年度</td> <td>89.03%</td> <td>94.65%</td> </tr> <tr> <td>◎平成19年度</td> <td>79.54%</td> <td>89.43%</td> </tr> <tr> <td>◎平成20年度</td> <td>87.84%</td> <td>92.79%</td> </tr> </table>			◎平成18年度	89.03%	94.65%	◎平成19年度	79.54%	89.43%	◎平成20年度	87.84%	92.79%
◎平成18年度	89.03%	94.65%										
◎平成19年度	79.54%	89.43%										
◎平成20年度	87.84%	92.79%										
委員の意見並びに取組に今後の課題等	<p>公正・透明な入札制度については、平成21年4月から電子入札システムが導入され、公正・透明な入札が実施されることは評価できると考える。今後は全入札への拡大を図っていくことが課題と認識している。</p> <p>落札価格の高止まり解消については、最低制限価格の拡大に取組むとともに、低入札に対しては、検査体制の強化や前払い金の減額などの見直しを図ってきたことは評価できると考える。今後も引き続き、課題に対処していく。</p> <p>《特に取組みを期待・要望する事項等》</p> <p>○落札率については、非常に難しい。何でも一律に低ければ良いと言うものでもない。</p> <p>○低価格の入札が多発しており、企業の健全経営を脅かす恐れがある。</p> <p>○電子入札の導入により、更に企業倒産が増えるのではないか。費用対効果がどれだけあるのか疑問である。</p>											

5 外郭団体等の見直し

(1) 第三セクターのあり方検討

5-(1)	第三セクターのあり方検討	所管課	関係課
法人の統廃合や組織機構のスリム化、行政の関与のあり方を検討するとともに、外部監査や外部評価の導入の検討など、点検評価の充実・強化や情報公開を進める。			
実施時期	17年度	外郭団体及び施設のあり方検討会議設置 あり方検討	
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	組織の見直し、点検評価の充実・強化や情報公開の推進による経営健全化 行政の関与の見直しによる市の財政健全化		
審議会評価	B	担当課評価	B
評価基準	①第三セクターのあり方について、一定の方向性を出しているか。 ②第三セクターの経営状態の把握を行なっているか。		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ■平成20年度 (株)エイトの外部評価の実施。これにより、経営診断を行い課題抽出から経営戦略の検討を実施。 ■経営改善アドバイザー事業の実施 ■第三セクター調査（毎年）を実施（県への報告） 		
委員の意見並びに評価と今後の課題等	<p>平成20年度決算から新たな財政健全化判断比率が導入され、市の決算だけでなく、一部事務組合、地方公社や第三セクターを含んだ、将来負担比率を算出することとなった。</p> <p>そうした中、地方財政の逼迫度は増し膨大な債務を抱え破綻する第三セクターが続出している中で、行政改革の一つとして第三セクターについてのあり方の検討が求められてきた。</p> <p>これまでの第三セクターは、住民サービスの向上、コスト縮減といった本質よりも、行政の当面の処理の委託先として存在してきた傾向が大きい。国の指導により平成21年度中に「改革プラン」（仮称）を策定するなど、集中的な取組の要請があり、第三セクターの在り方について検討する必要がある。</p> <p>《特に取組みを期待・要望する事項等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公の施設について、財政上の問題もあると思うが、公募するための条件を整えていただきたい。 ○外郭団体の経営評価については、早急に取り組んでいただきたい。 ○ある団体では、経営努力を懸命に行なっている。委託の内容について、経営努力がされるような見直しが必要ではないか。 		



(2) 益田市土地開発公社の経営健全化

5-(2)	益田市土地開発公社の経営健全化	所管課	財政課 都市デザイン課
土地開発公社は、市の施策により公有地となるべき土地等の先行取得を行ってきたが、社会情勢の変化等により市の事業が計画どおり進捗せず、長期保有する土地が発生し、厳しい経営環境となっている。競馬場跡地をはじめとする保有土地の縮減は喫緊の課題であり、市として公社の経営健全化（保有土地の縮減）に向けた方策を検討する。			
実施時期	17年度		
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	公社の経営健全化とそれに伴う市の財政健全化		
審議会評価	B	担当課評価	B
評価基準	①経営の健全化が図られているか。 ②市の事業に係る先行買収等に関し、事業完了(終了)においても市からの支払手続きがなされていないものについて改善されているか。		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ■公有用地等の処分 <ul style="list-style-type: none"> ○3件中2件は平成20年度に処分し、残1件の業務は変更により平成24年度より3ヶ年により処分することで、変更契約を実施 ■代行用地等の処分 <ul style="list-style-type: none"> ○3件は平成21年2月債務負担行為により処分を予定 ■代替地等の処分 <ul style="list-style-type: none"> ○2件中1件は平成20年度内に処分し、残1件は平成21年2月債務負担行為により処分を予定 ■完成土地等の処分 <ul style="list-style-type: none"> ○3件中2件は平成20年度内処分し、残1件は平成21年度以降売却活動し処分予定 ■開発中土地の処分 <ul style="list-style-type: none"> ○未定 ■支払手続きがなされていない案件6件について、道路関連事業5件については支払の手続きを開始（債務負担行為の設定） 		
委員の意見並びに評価と今後の課題等	<p>経営の健全化にむけて、平成20年度での処分及び債務負担の設定により、将来処分を予定し整理を行ったことは、評価できる。</p> <p>今後はオの開発中の土地について、全庁的な取組みが必要である。そのためには、周辺のまちづくりを含めて検討する必要がある。政策企画課が主管で検討会議を立ち上げ集中的な取組みにより、処分を推進する必要がある。</p> <p>市の事業計画変更に係る農林事業関連案件については、市の方針決定が無く支払い手続きが進められない。(財政課)</p> <p>債務負担行為の設定により、益田市の決算においては実質公債費比率の上昇が見込まれるが、土地開発公社の財政健全化が図られる。</p> <p>《特に取組みを期待・要望する事項等》</p> <p>○土地開発公社が保有する土地の借入金が、市の財政を圧迫する重大要因となっている。特に、土地開発公社の抱える競馬場跡地について、処分を急がないと金利負担等が財政を圧迫する。思い切った投資をしてでも処分を検討していただきたい。</p>		

(3) 益田市文化スポーツ振興財団のあり方検討


5-(3)	益田市文化スポーツ振興財団のあり方検討	所管課	教育委員会 総務管理課
<p>益田市文化スポーツ振興財団は、昭和56年に設立後、市民の教育、文化、スポーツの振興に大きな役割を果たしてきた。財団が管理を受託する公の施設については、地方自治法の改正により、指定管理者制度による民間団体の管理運営が可能となった。 受託施設の公募による指定管理の開始を視野に入れ、財団の今後のあり方を検討する。</p>			
実施時期	17年度		
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	<p>教育、文化、スポーツの振興 民間活力の導入 市民サービスの向上</p>		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	<p>①文化・スポーツそれぞれの施設の管理方法はどのように検討されたか。 ②財団が自立して存続するための支援はどのように行われたか。</p>		
取組状況	<p>■施設の管理方法の検討 平成18年度からの指定管理者制度の導入にあたり、一般公募は行わず、財団を3年間単独指定し、民間との競争力を養うための準備期間を与えることとした。</p> <p>■自立支援 理事長他役員（副市長、教育長、建設部長）を継続して派遣した。</p>		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>平成18年度、19年度とも黒字決算となり、経営改善の努力の跡が見られるものの利用者数、利用料収入とも減少した。 運動公園については公募、2つの文化施設については財団を単独指定という市の方向性に対して、財団は運動公園の指定管理者として手を挙げないという決定を自ら行った。 単独指定を受けた3年間に、民間に負けない競争力をつけるという目的に向かって、理事会及び職員が一体となって、更に経営改善を行わなければならなかったが、結果的に、市及び議会からの派遣理事を引き上げなかったことで、理事及び職員の危機意識が薄れ、推進力を失ってしまった。 文化施設については、市の直営として、学芸員を嘱託職員として再雇用したが、今後の方向性について1年間かけて、あり方を検討することとしているが、専門職員をどのように育成し、確保していくかが重要であると認識している。</p>		

6 人材育成の推進

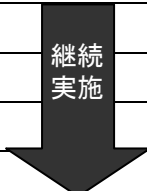
(1) 人材育成基本方針の策定

6-(1)	人材育成基本方針の策定	所管課	人事課
<p>急激に変化する社会情勢を踏まえ、平成12年9月に策定した人材育成基本方針を見直し、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行う指針とする。基本方針実現に向け実効性のある推進計画を策定する。</p>			
実施時期	17年度		
	18年度	見直し、策定	
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	<p>行政課題に的確に対応できる職員の養成 職場風土や仕事の推進プロセスの改善</p>		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	<p>①人材育成基本方針は見直されたか。 ②基本方針に基づき実効性のある推進計画は策定されたか。</p>		
取組状況	<p>■人材育成基本方針については、平成19年8月に改定 ○益田市人材育成基本方針策定にあたっての基本理念 ○益田市の現状と課題 ○目指すべき職員像 ○人材育成の方策 ○人材育成実施計画の策定方針 ■基本方針に基づく「実施計画」については、平成20年5月に策定 ○研修制度に関するもの ○人事管理制度に関するもの ○職場環境づくりに関するもの ○計画の推進体制の方針 ■現在は、この実施計画に基づき様々な取組みを実施 ○以前からすでに行われていたが、改めて「実施計画」で明文化して全職員（特に各職場の管理職）に意識して対処してもらうようにしているものも多くある （例） 情報処理技術研修（セキュリティー等） 行政サービス点検表 長期病休者の職場復帰支援プログラム ○現在、年次計画に基づき具体的に検討中のものもある （例） 人事評価制度 自己申告制度</p>		
委員の意見並びに評価と今後の課題等	<p>「人材育成基本方針」の見直しと「実施計画」の策定については、当初方針より少し遅れたがいずれも策定されたので、一定の評価はできると考えている。 今後は「実施計画」の年次計画に基づき、着実に取組みを進めていく中で職員一人ひとりの資質向上を図るとともに、市民に信頼され親しまれる優れた人材の育成を目指して取り組んでいかななくてはならないと考えている。</p> <p>《特に取組みを期待・要望する事項等》 ○人材育成実施計画については、職員のやる気を起こす計画であるべきであり、全職員にしっかりアピールすることが必要ではないか。 ○管理職は、リーダーシップが必要。そのための管理職研修は重要である。</p>		


(2) 任期付職員任用の検討

6-(2)	任期付職員任用の検討	所管課	人事課
<p>行政の高度化、多様化に的確に対応するため、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の任期を定めた採用について、条例を整備したところであるが、今後必要に応じて随時採用を検討していく。</p>			
実施時期	17年度		
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	<p>高度化、専門化した行政課題への的確な対応 期間の限られたプロジェクトへの効率的な対応</p>		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	<p>①任期付職員の任用は検討されたか。</p>		
取組状況	<p>■駅前ビル「イーガ」のオープン時に、商業アドバイザーの任用について「任期付職員」として採用するかどうかを検討した経過はあるが、その時点での判断は「業務委託」として行うこととなり、「任期付職員」での任用は見送られた。</p> <p>■平成21年7月1日付けで、経営企画部・地域振興課・危機管理対策室の関係において、危機管理体制を強化するという目的で「危機管理監」として、部長級の「任期付職員」の採用がされた。当面、平成21年7月1日～平成23年3月31日までの任用となった。</p>		
委員の意見並びに評価と今後の課題等	<p>当初、任用について検討された経過はあったものの任用するまでには至らなかった。その後、今年5月になって「危機管理監」として「任期付職員」としての採用をしてはどうかという検討がされ、7月1日付けで採用された。</p> <p>これまでも必要に応じ検討されてきた経過があると同時に、今回は実際に「任期付職員」として採用したことにより、一定の評価はできている。</p> <p>今後も、必要に応じて検討していかなければならないと考える。</p>		

(3) 県等との人事交流・専門職員派遣の推進

6-(3)	県等との人事交流・専門職員派遣の推進	所管課	人事課
<p>地方分権に伴う業務の移管や、より専門化する行政課題に対応するため、県等との人事交流や専門職員の派遣をすすめ、共通課題への対応や職員資質の向上を目指す。また、民間企業への職員派遣についても検討する。</p>			
実施時期	17年度	業務・分野の検討、県への要請	
	18年度	実施	
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	行政課題に的確に対応できる職員の養成 経営的視点を持った職員の養成		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基	<p>①県等との人事交流や専門職員の派遣は進められているか。 ②民間企業への職員派遣は検討されているか。</p>		
取組状況	<p>■県からの派遣実績 ○益田市下水道課へ技師1名が、H18.4～H21.3まで3年間派遣された ○益田市教育委員会へH19年4月より教師3名が、指導員等として派遣（内1名は益田市職員として採用）されており、現在に至っている ○匹見総合支所へ1名が「中山間地リーディング事業」関係業務でH17～H19の3年間派遣された</p> <p>■県との人事交流実績 ○県西部県民センターと益田市収納課の間で「税金徴収に関するノウハウ向上」を目的に、H20.6.1～H20.8.31の間において1:1で人事交流が行われた ○H21.4.1～H23.3.31までの2年間、「産業振興に関するノウハウ取得」を目的に、1:1で人事交流が行われている。現在、益田市職員は県商工労働部へ派遣、県職員については益田市産業経済部・産業振興課へ配置している</p> <p>■民間との人事交流 ○益田商工会議所青年部、益田青年会議所、美濃商工会との交流を計画し、職員への募集をかけたが、現時点で職員からの応募はない。</p>		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>他組織との人事交流については、今日まで数職場で行われてきた経過があり、現在も進行中であるため、一定の評価はできると考えている。 人材育成基本方針や実施計画にも謳われているが、他組織との人事交流をすることにより専門知識の習得やノウハウの習得、また民間の視点を吸収することなどを通じて、職員の能力や意識の向上を引き出していくことが特に求められている今日、積極的に取組みを進めていく必要があると考える。</p>		

(4) 行政アドバイザー制度の導入

6-(4)	行政アドバイザー制度の導入	所管課	関係課
<p>新たな行政課題に的確に対応するため、専門的な知識と豊富な経験を有する知識人や企業人を「行政アドバイザー」として委嘱する。随時具体的な相談を行い、専門的な立場からのアドバイスを受けることにより、業務を遂行しながら問題解決能力や政策立案能力など、職員資質の向上が図られるとともに、質の高い行政運営に役立てる。</p>			
実施時期	17年度	実施に向け制度の検討	
	18年度	実施	
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	<p>専門的な立場からのアドバイスによる、問題解決能力や政策立案能力など、職員資質の向上による質の高い行政運営の推進</p>		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	<p>①専門的な知識と豊富な経験を有する「行政アドバイザー」制度を導入しているか。 ②新たな行政課題に的確に対応し、問題解決能力や政策立案能力など、職員資質の向上が図られているか。</p>		
取組状況	<p>■行政アドバイザーの導入実績 ○技術顧問業務（平成15年度～） ○電算化に関する運用管理支援業務（平成5年度～） ○観光開発アドバイザー業務（平成19年度～） ○商業マネジメント業務（平成16年度～平成20年度で終了） ○益田市企業振興アドバイザー（平成12年度～平成18年度で終了）</p>		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>行政事務は、複雑化・多様化してきており、今後益々専門的な知識と豊富な経験を有する「行政アドバイザー」の需要が高まってくると思われる。 新たな行政課題に的確に対応するため、適宜導入を検討する。</p>		


7 行政サービスの向上

(1) 行政サービスの向上

7-(1)-①	職員の接遇向上	所管課	人事課
市民の立場に立った質の高い行政サービスを目指し、来庁者に対し全職員が総合案内役となるべき意識を持ち、積極的な声かけ・案内・取次ぎを心がけるとともに、誰でもスムーズに各業務の担当課等への案内ができる仕組みをつくる。			
実施時期	17年度	検討	
	18年度	↓ 継続 ↓ 実施	
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	利用しやすい市役所づくり 来庁者への明るい積極的な対応による市民サービスの向上		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①各担当課へのスムーズな案内ができる仕組みづくりはされているか。 ②行政サービス向上の意識は広がっているか。 ③市民への積極的な声かけ・案内・取次ぎ等はできているか。		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ■正面玄関ホールに庁内全体の案内図板を設置するとともに、各階の数箇所（見やすい部分）にそれぞれの階の案内図も設置している ■各課の入り口付近に職員配置図を設置している ■正面玄関入り口に総合案内所を設置し、業務案内等スムーズな市民誘導ができるように配慮している ■接遇研修について、外部で行われる研修に積極的に職員を参加させている ■電話対応については、職場名・氏名を名乗ってから要件を伺い、他課へのつながりもタライ回しにならないように気をつけるよう指導している ■積極的な挨拶運動をするように指導している ■平成21年1月からは「行政サービス点検表」を活用し、各課で3項目以上の重点的に実施すべき課題を課内で協議決定し、3ヶ月ごとにその実施状況を人事課へ報告するように指導している 		
委員の意見並びに評価と今後の課題等	<p>市民対応の基本である職員の「接遇向上」に向け、色々工夫しながら対応を図ってきている中、最近は職員が親切に市民案内をしている光景や積極的に挨拶をしている光景を目にするようになった。少しずつではあるが前進しており、評価できると考えている。</p> <p>今後も様々な工夫をしながら、積極的に接遇向上に向けた取組みを進めていかなければならないと考えている。</p> <p>《特に取組みを期待・要望する事項等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政サービスの向上については、数値的なものが見えるようにして成果を報告していただきたい。 ○行政サービス点検表について、5点満点の評価であれば、点数の低いところから改善していくことも必要ではないか。また、お客様の満足度をチェックするためには自己評価だけではなく、住民の評価も必要ではないか。 ○窓口などたらいまわしにするのではなく、法の範囲内でできるだけ住民の利便性を図るような改善が必要ではないか。 		

7-(1)-②	窓口業務のあり方検討	所管課	関係課
<p>庁舎の構造上の制約にとらわれず、できるだけ一つの窓口で、必要とする関連手続を完了できるように、なお一元化できる窓口業務はないか、また、職員の対応による方策はないかを検討し実施する。窓口スペース、順番待ちのあり方についても改善点はないか検討する。時間外、休日の対応についても検討する。</p>			
実施時期	17年度		
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	窓口の一元化、スペース、順番待ちの改善や時間外の対応による市民サービスの向上		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	<p>①一つの窓口で必要とする関連手続ができる方策はないか検討されたか。 ②職員対応、順番待ちのあり方等についての改善点は検討されたか。 ③窓口業務で、時間外・休日の対応は検討されたか。</p>		
取組状況	<p>■機構改革等において窓口業務の一本化等についても検討された。これをすればというような解決策は見当たらなかったが、部分的には改良された部分はある。 ○H21. 4の機構改革で、介護保険業務・高齢者施設業務・包括支援センター業務について「高齢者福祉課」として関連業務を1ヶ所にまとめ対応している。</p> <p>■職員対応等については、市民サービス課において職員の机を全て窓口カウンター（お客様）の方へ向けさせ、お客様の状況がわかりやすい体制にやり変えた。</p> <p>■窓口業務において、繁忙期（年度末・年度始め）に窓口業務の延長を実施した。 ○H19. 3. 26～H19. 4. 6（平日10日間、19時まで延長）→試行 （対応課～市民課・保険課・税務課、関連課として情報政策課） 実施状況 市民課 76件、保険課 21件、税務課 2件、</p> <p>○H20. 3. 29～30、H20. 4. 5～6（土・日4日間、8:30～17:00）→試行 （対応課～市民課・保険課、関連課として情報政策課） 実施状況 市民課 119件、保険課 20件</p> <p>○H21. 3. 28～29、H21. 4. 4～5（土・日4日間、8:30～17:00）→本格実施 （対応課～市民課・保険課、関連課として情報政策課） 実施状況 市民課 63件、保険課 13件</p>		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>「窓口業務全てを一ヶ所で対応」というのは非常に困難であるが、関連業務についてはできるだけ一ヶ所で対応できるようにした方が良いのは当然のことである。また、「サービスの対応の方法」についても改善できる部分については改善することで、市民課だけではあったが機の配置が変更された。また、「時間外・休日の対応」については2年間の試行を踏まえ、平成21年より本格実施ということで（土）・（日）の対応とした。基本的には今後も、繁忙期の（土）・（日）4日間ということで実施する予定である。これらを踏まえ全体的には、現時点でできることは対応しており、一定の評価はできると考えている。今後も、さらに検討し対応できる部分については実施していかなければならないと考える。</p> <p>《特に取組みを期待・要望する事項等》 ○窓口延長の取組みにより、結構多くの方が利用されていると思うが、今後の継続的な取組みをお願いしたい。</p>		

7-(1)-③	市民サービスコーナー設置 (駅前ビル)	所管課	総務管理課 健康増進課 子育て支援課
駅前ビル内に市民サービスコーナーを設置し、証明書自動交付機による本庁の執務時間外や土日の諸証明発行に対応するほか、自動血圧計の設置や健康相談、貸館業務、各種展示などの行政サービスコーナーを設置する。			
実施時期	17年度	検討	検討
	18年度	設置(18年7月)	実施
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	本庁の執務時間外の諸証明発行や健康相談、貸館業務、各種展示スペース提供などによる市民サービスの向上 駅前ビルへの集客		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	<p>①本庁の時間外、土日に対応する諸証明自動交付機の設置や各種行政サービスに対応する市民サービスコーナーの設置や各種展示スペースの提供、健康相談など市民サービスの向上が図られているか。</p> <p>②また、それらにより駅前ビル全体の集客効果は上がっているか。</p>		
取組状況	<p>■自動交付機はコスト面や本庁の交付機も含めた利用者見込みから設置保留となっている。</p> <p>■独立した市民サービスコーナーは設置されていない。</p> <p>■自動血圧計を設置している。</p> <p>■交流サロンの開放及び各種展示や、大ホール、多目的室1・2、調理実習室の営利、非営利を問わない貸館(平日、土日とも8:30~22:00)を行っている。</p> <p>■健康相談には随時窓口で対応している。</p>		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>当初検討された、独立した市民サービスコーナーは設置されていないが、時間外や土日には管理人を配置し、貸館業務や電話による問い合わせに対応している。</p> <p>交流サロンの開放や低料金による営利、非営利を問わない貸館(平日、土日とも8:30~22:00)を行っており高い利用率となっており、市民サービスの面からは評価できる。</p> <p>交流サロンについては、利用が限定されている面もあり、更なる活用について、今後検討して行く必要がある。</p> <p>各種健診や健康教室、あるいは貸館による来客者など、ビル全体への集客効果も高い。更に来客者をテナントがどう取り込んでいくのか、各テナントの工夫と行政との連携が今後も必要である。</p>		

7-(1)-④	各種集会への手話通訳者(要約筆記)の配置	所管課	全課
各種集会への手話通訳者(要約筆記)の配置について今後とも留意する。			
実施時期	17年度		
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	市政に関する情報提供機会の充実による市民サービスの向上		

審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①各種集会への手話通訳の配置への配慮が行なわれているか。		
取組状況	<p>■H18実績 手話通訳派遣 399h 要約筆記 136.5h</p> <p>■H19実績 手話通訳派遣 369h 要約筆記 85.5h</p> <p>■H20実績 手話通訳派遣 438h 要約筆記 67h</p> <p>■平成20年7月 病気や事故等により緊急的に救急車で運ばれる際、病院にすみやかみ手話通訳者を派遣する「緊急時手話通訳者等派遣事業」を整備</p>		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>利用者へ周知されていると同時に、集会や講演会等において主催者が手話通訳者等を自ら設置する場面も多くなり啓発活動が実を結んでおり、一定の評価はできると考えている。</p> <p>ただし、休日に急々に対応が必要となった場合等については、休日の手話通訳者の派遣調整については、受付窓口での調整ができないことから、今後検討していく必要がある</p>		

7-(1)-⑤	庁舎内サインの見直し等・市民が利用しやすい市役所づくり	所管課	総務管理課
庁舎内の案内表示等各種サインや窓口カウンターの見直し、変更により行政サービスの向上、市民が利用しやすい市役所づくりを目指す。			
実施時期	17年度	↓ 検討 ↓	
	18年度	↓ 実施 ↓	
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	市民が利用しやすい市役所づくりによる市民サービスの向上 17年～「迷い人ゼロ作戦」実施中 庁舎案内表（おたすけま表）の作成、分館矢印表示、声かけ実施 17年12月～順次課名の外国語表記実施		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①案内表示等により市民サービスが向上したか。		
取組状況	■平成17年12月～ 課名の外国語表記実施、庁舎床に案内表示実施、庁舎1階に手づくり案内図掲示。		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	現在可能な表示を実施したことは評価できると考えるが、元々分りにくい庁舎であることから、今後も市民の声を聞きながら改善をしていく必要がある。		

7-(1)-⑥	ふるさとメール・サービスの導入	所管課	地域振興課
ふるさとの情報を定期的にメールマガジンで配信するサービスを導入し、地元出身者等への情報発信を進めるとともに、情報収集にも努める。			
実施時期	17年度	17年12月 開始	実施
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	地元出身者等への情報発信 市政運営に参考となる情報の収集 ふるさとメール登録者232名（18年3月2日現在）		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①ふるさとメール・サービスが導入されているか。 ②利用者の拡大、情報の充実に努めているか。		
取組状況	■平成17年12月運用開始（平成21年3月末 登録者数 434人）		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	平成17年12月から、ふるさとメール・サービスの運用を開始し、地元出身者などへふるさとの情報提供を行っており、一定の評価はできていると考えている。 ただし、登録者数が伸び悩んでおり、今後PRによる登録者数の拡大、情報収集による内容の充実を図る必要がある。		

(2) 電子自治体の推進

7-(2)-①	地域情報化の推進	所管課	情報政策課
<p>情報通信技術（IT）が急速に進展する中、新市の地理的条件に適応した通信環境の整備を検討し、市民のニーズに沿った地域及び行政の情報化を計画的に進め、効率的・効果的な行政サービス及び行政運営の推進を図る。</p>			
実施時期	17年度	検討	検討
	18年度	推進計画(活性化プランの充実)	
	19年度	年次推進	
	20年度		
	21年度		
効果	<p>市民への情報提供の推進及び通信業者との連携による通信基盤の整備 (テレビ地上波デジタル化対策・高速インターネット基盤整備・携帯電話不感地域の解消)</p>		
審議会評価	B	担当課評価	B
評価基準	<p>①地上デジタル放送への対応が取れているか。 ②携帯電話不感地域の解消に努めているか。 ③高速インターネット基盤整備の検討が行なわれているか。</p>		
取組状況	<p>■情報化推進プランの中から5年間で取り組む項目について実施計画を策定 ■地上デジタル放送への対応は、自主共聴施設の改修に向け改修意向調査、受信点調査、施設調査、改修設計、補助要望について、組合と連携して取組みを実施 ■携帯電話不感地域の解消については、地元自治会と共に携帯事業者に要望活動を行い、災害避難所の受信状況調査を情報提供 ■高速インターネット環境については、無線整備、携帯ブロードバンドについて検討 ■携帯ブロードバンドは、ISDNで通信を行っている地域において実証実験を実施（好結果が得られた。）</p>		
委員の意見並びに評価と今後の課題等	<p>自主共聴施設の改修は、補助要望を終わり交付申請ができる状況まで進んでいる。携帯電話不感地域対策については、引き続き地元と連携して携帯事業者に要望活動を継続することとなるが、採算の合わない地域に何時まで要望だけで鉄塔整備が可能となるかが疑問であり、自主整備の方向性も検討する必要がある。高速インターネット基盤整備については、実現性の高い整備方法を引き続き研究する必要がある。</p>		

7-(2)-②	庁内情報化の推進	所管課	情報政策課
汎用機(集中型)からクライアントサーバ(分散型)への移行の検討及び電算処理に伴う個人情報セキュリティ強化を図り、行政サービス及び業務の効率化と円滑化を推進するとともに情報通信システムに係る経費の見直しを進める。			
実施時期	17年度	情報通信システムに係る経費の見直し	
	18年度	(最適化方針)	電算システム次期開発計画の検討
	19年度	↓ 継続 実施	
	20年度		
	21年度		
効果	長期的な展望に立ち、ITの技術革新に沿った情報処理システムの新たな構築をすることによるシステム及び業務の効率化及び維持管理経費の削減 セキュリティの対策の推進		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①分散型システムの導入により、情報セキュリティの強化、業務の効率化が図られたか。 ②システムのトータルコストの削減が図られたか。		
取組状況	■情報化推進プランの中から5年間で取り組む項目について実施計画を策定 ■基幹業務システムの更新を実施(14業務) <<平成20年度>> 住民基本台帳、外国人登録、印鑑登録、国民健康保険、後期高齢者医療保険 <<平成21年度>> 住民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税、税収納、宛名管理、国民年金、選挙、学校教育 ※システムの更新については、汎用機(集中型)からクライアントサーバ(分散型)への移行を実施		
委員の意見並びに取組に對する評価と今後の課題等	基幹システムの更新については、情報化推進プランに沿い計画的に推進しており、また、コスト面でも年5%の削減を達成できる見込みで、一定の評価ができると考えている。 セキュリティ対策については、これまで以上に対策を強化し、継続して取り組むこととしている。		


7-(3)-③	電子申請システムの整備	所管課	情報政策課
<p>条例等に基づく申請、届出等の手続きについて共同アウトソーシングによりシステム開発を行い、情報通信等の技術を利用して行政サービスの向上及びその効率化を図る。</p>			
実施時期	17年度	10月開始 13項目（申請、届出）	2施設（予約状況）
	18年度	年次開発（20申請程度）	*特に施設利用の拡大
	19年度		継続
	20年度		実施
	21年度		
効果	<p>国のIT推進に基づくホームページと連携した住民への情報提供及び行政手続の利便性の向上</p>		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	<p>①電子申請システムの導入を図り、利便性の高いサービスの提供が行なわれているか。</p>		
取組状況	<p>■導入経過 ○平成17年10月 島根県との共同運営によりシステム稼働 ○平成21年4月 システムの更新により新システム稼働</p> <p>■電子申請業務 ○平成17年度 10月導入【13業務・2施設（予約状況照会）】 ○平成18年度 3月追加【18業務】のちに1業務減（法改正のため） ○平成19年度 7月追加【22業務】 ○平成21年度 4月新システム導入【52業務・3施設（予約状況照会）】 ○平成21年度中 入湯税関連業者へシステム利用促進を実施（予定）</p> <p>■その他 ○イベント受付機能による、利用者拡大の推進 ○施設利用状況照会機能の拡大による、利用者拡大の推進</p>		
委員の意見並びに取組に對する評価と今後の課題等	<p>システムの更新について、仕様書の精査により、平成21年度からの経費を64%削減することができた。 今後の課題としては、利用の促進と利用者の拡大がある。利用促進については、電子申請の手続制限の緩和等を検討し、利便性の向上を図る必要がある。 また、利用者拡大については、イベント受付の推進等について検討する必要がある。</p> <p>《特に取組みを期待・要望する事項等》 ○施設の予約等ホームページからできない現状である。今後、申込状況の照会だけでなく、施設予約ができるよう機能拡大することを検討していただきたい。 ○施設予約を可能にすることにより、施設利用申請にかかる人的負担も削減できるのではないか。</p>		

8 地域協働の推進


(1) 住民自治条例（まちづくり条例）策定の検討

8-(1)	住民自治条例（まちづくり条例）策定の検討	所管課	地域振興課
住民が主体的な自治活動（まちづくり）の実現に向けた取組みを図るために、条例の策定について検討する。			
実施時期	17年度		検討 ↓
	18年度	調査	
	19年度	条例策定検討	
	20年度		
	21年度		
効果	市民の参画と協働によるまちづくりの推進		
審議会評価	B	担当課評価	B
評価基準	①住民自治条例（まちづくり条例）の策定について検討しているか。		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ■平成18年5月 まちづくりネットワーク スタート 市民活動のあり方、協働等について意見交換 ■平成20年3月 「まちづくり条例と協働のあり方」講演会開催 		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	環境美化、地域づくり事業等において、市民団体、NPO等との協働を進めており、今後条例策定に向けて機運の醸成と、具体的な条例検討組織の立ち上げを行ない、「まちづくり基本条例（仮称）」の制定に向け取組みを行なうこととしている。		

(2) 地域づくり活動支援

8-(2)	地域づくり活動支援	所管課	地域振興課																																																																
市民活動団体の自発的で自立的なまちづくり活動の推進を図るために、地域づくり活動を支援する。																																																																			
実施時期	17年度		<ul style="list-style-type: none"> ・市民提案型みんなで未来のまちづくり事業補助金創設 ・地域づくり事業 (20 地区 1,000 万円) 																																																																
	18年度																																																																		
	19年度																																																																		
	20年度																																																																		
	21年度																																																																		
効果	自発的、自立的まちづくり活動の推進 平成17年度 ・みんなで未来のまちづくり事業 交付決定事業数 14 事業 5,000 千円 ・益田市地域づくり支援事業 交付決定事業数 92 事業 (83 団体) 10,000 千円																																																																		
審議会評価	A	担当課評価	A																																																																
評価基準	①地域づくり活動支援が、市民活動団体の自発的で自立的なまちづくり活動に繋がっているか。																																																																		
取組状況	<table border="0"> <tr> <td>■平成17年度</td> <td>みんなで未来のまちづくり事業</td> <td>13 事業、</td> <td>3,744 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域づくり支援事業</td> <td>92 事業、</td> <td>10,000 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域活性化事業</td> <td>10 事業、</td> <td>4,406 千円 (美都)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7 事業、</td> <td>4,458 千円 (匹見)</td> </tr> <tr> <td>■平成18年度</td> <td>みんなで未来のまちづくり事業</td> <td>8 事業、</td> <td>2,170 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域づくり支援事業</td> <td>95 事業、</td> <td>10,000 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域活性化事業</td> <td>8 事業、</td> <td>5,000 千円 (美都)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5 事業、</td> <td>3,107 千円 (匹見)</td> </tr> <tr> <td>■平成19年度</td> <td>みんなで未来のまちづくり事業</td> <td>12 事業、</td> <td>2,704 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域づくり支援事業</td> <td>84 事業、</td> <td>9,000 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域活性化事業</td> <td>11 事業、</td> <td>3,957 千円 (美都)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5 事業、</td> <td>2,994 千円 (匹見)</td> </tr> <tr> <td>■平成20年度</td> <td>みんなで未来のまちづくり事業</td> <td>11 事業、</td> <td>2,940 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域づくり支援事業</td> <td>81 事業、</td> <td>9,000 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域活性化事業</td> <td>6 事業、</td> <td>3,971 千円 (美都)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5 事業、</td> <td>3,241 千円 (匹見)</td> </tr> </table>			■平成17年度	みんなで未来のまちづくり事業	13 事業、	3,744 千円		地域づくり支援事業	92 事業、	10,000 千円		地域活性化事業	10 事業、	4,406 千円 (美都)			7 事業、	4,458 千円 (匹見)	■平成18年度	みんなで未来のまちづくり事業	8 事業、	2,170 千円		地域づくり支援事業	95 事業、	10,000 千円		地域活性化事業	8 事業、	5,000 千円 (美都)			5 事業、	3,107 千円 (匹見)	■平成19年度	みんなで未来のまちづくり事業	12 事業、	2,704 千円		地域づくり支援事業	84 事業、	9,000 千円		地域活性化事業	11 事業、	3,957 千円 (美都)			5 事業、	2,994 千円 (匹見)	■平成20年度	みんなで未来のまちづくり事業	11 事業、	2,940 千円		地域づくり支援事業	81 事業、	9,000 千円		地域活性化事業	6 事業、	3,971 千円 (美都)			5 事業、	3,241 千円 (匹見)
■平成17年度	みんなで未来のまちづくり事業	13 事業、	3,744 千円																																																																
	地域づくり支援事業	92 事業、	10,000 千円																																																																
	地域活性化事業	10 事業、	4,406 千円 (美都)																																																																
		7 事業、	4,458 千円 (匹見)																																																																
■平成18年度	みんなで未来のまちづくり事業	8 事業、	2,170 千円																																																																
	地域づくり支援事業	95 事業、	10,000 千円																																																																
	地域活性化事業	8 事業、	5,000 千円 (美都)																																																																
		5 事業、	3,107 千円 (匹見)																																																																
■平成19年度	みんなで未来のまちづくり事業	12 事業、	2,704 千円																																																																
	地域づくり支援事業	84 事業、	9,000 千円																																																																
	地域活性化事業	11 事業、	3,957 千円 (美都)																																																																
		5 事業、	2,994 千円 (匹見)																																																																
■平成20年度	みんなで未来のまちづくり事業	11 事業、	2,940 千円																																																																
	地域づくり支援事業	81 事業、	9,000 千円																																																																
	地域活性化事業	6 事業、	3,971 千円 (美都)																																																																
		5 事業、	3,241 千円 (匹見)																																																																
委員の意見並びに評価と今後の課題等	<p>自発的で自立的な提案によるまちづくり事業が、市民参加による地域社会の発展に寄与しており、また地区振興センター単位、総合支所単位の事業が地域の魅力・特色・独自性を活かした地域づくりにつながっており、一定の評価ができると考えている。</p> <p>これまでの評価を踏まえ、今後さらに市民参加、自治意識の高揚を図るため、新たな制度の創設を含め、検討する必要がある。</p> <p>《特に取組みを期待・要望する事項等》</p> <p>○3M事業 (みんなで未来のまちづくり事業) については、もう少しPRが必要ではないか。</p> <p>○20地区に振り分けている、地域づくり支援事業費については費用対効果を勘案し、実施をしていただきたい。</p>																																																																		

(3) 市民・NPO等との協働の推進

8-(3)	市民・NPO等との協働の推進	所管課	地域振興課
<p>市民・NPO組織等が積極的に参画できる機会を充実させ、行政と協働によるまちづくりを推進する。</p> <p>また、住民自治組織やボランティア、NPO組織が積極的に活動できるように、情報共有、活動拠点の整備を図り、活動支援を行う。</p>			
実施時期	17年度	協働事業の推進	調査、検討
	18年度		庁内支援組織設置 市民活動サポートセンター (仮称) 設置検討
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	活動拠点の整備により活動の活性化、情報共有の進展 行政と協働によるまちづくりの推進		
審議会評価	B	担当課評価	B
評価基準	<p>①行政と協働によるまちづくりを推進するため、市民・NPO組織等が積極的に参画できる機会が設けられているか。</p> <p>②情報共有、活動拠点の整備が行われているか。</p>		
取組状況	<p>■平成18年5月 まちづくりネットワーク スタート 市民活動のあり方、協働等について意見交換</p> <p>■平成20年3月 「まちづくり条例と協働のあり方」講演会開催</p>		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>環境美化、地域づくり事業等において、市民団体、NPO等との協働を進めているが、今後の活動の広がりや更なるネットワークづくりが必要である。</p> <p>また、「まちづくり基本条例（仮称）」制定の検討を進める中で、情報共有、活動拠点の整備の方法について、検討する必要がある。</p> <p>《特に取組みを期待・要望する事項等》</p> <p>○NPO活動＝ボランティア活動ではない。NPO団体とボランティア団体との連携を積極的に行なっていただきたい。また、連絡会などを開催し連携をすることにより、充実した推進ができるのではないか。</p>		

9 公正の確保と透明性の向上

(1) 情報公開制度の拡充

9-(1)	情報公開制度の拡充	所管課	総務管理課
益田市行政情報公開条例を改正し、制度の見直しを行うことにより、開示請求権が拡大され、また出資法人等の情報公開が進むことにより、行政運営の公開性がより一層高まるとともに、市政への住民参加が促される。			
実施時期	17年度	18年度中の条例改正を目途に検討 関係実施機関との協議、益田市行政情報公開不服審査会への諮問	
	18年度	↓ 検討 ↓	
	19年度	見直した制度の運用開始	
	20年度	↓ 実施 ↓	
	21年度		
効果	公正の確保と透明性の向上 市政への住民参加、協働のまちづくりの推進		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①益田市行政情報公開条例の見直しが行われたか。		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ■平成19年3月 益田市行政情報公開条例改正 ■平成20年1月 施行 		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	益田市行政情報公開条例が改正され、開示請求権の拡大や審議会の公開、出資法人等の情報公開の推進が図られたことは評価できると考える。		

(2) パブリック・コメント制度の導入

9-(2)	パブリック・コメント制度の導入	所管課	地域振興課
<p>市民に対し説明責任と応答義務を果たし、政策決定過程における透明性及び公平性の向上を図る。 市民の多様な意見を市政に反映させ、市民の需要に合致した行政執行の実現と、市民協働のまちづくりを実現するための仕組みの一つとして定める。 パブリック・コメント制度を、市関係部局統ルールとして制度化する。</p>			
実施時期	17年度	実施要綱作成・職員説明・住民周知	
	18年度	↓ 実施 ↓	
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	政策決定過程における透明性及び公平性の向上 協働のまちづくりの推進		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①パブリック・コメント制度を導入し、政策決定過程における透明性及び公平性の向上を図っているか。		
取組状況	<p>■平成18年4月 パブリック・コメント制度実施 ≪これまで実施した案件≫ ○益田市民憲章 ○益田市一般廃棄物処理基本計画 ○益田市国民保護計画（素案） ○ごみ処理費有料化実施計画 ○第8次益田市交通安全計画 ○「益田市水道ビジョン」の策定 ○益田市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）</p>		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>市民生活又は事業活動に重要な影響を及ぼすと認められる計画・指針・条例等の策定過程においてその趣旨や内容を公表し、市民の意見等を広く募集し、寄せられた意見等を考慮して政策の意思決定を行っており、透明性及び公平性の確保を図っている。</p> <p>≪特に取組みを期待・要望する事項等≫ ○パブリック・コメントを積極的に活用して、行政のやることをどんどん公表し、市民の方に注目してもらおうようにしていただきたい。 ○パブリック・コメントに対する意見が少ないように思う。もう少し周知の工夫をし、広く意見を聞くようにしていただきたい。</p>		

(3) 外部監査制度の導入

9-(3)	外部監査制度の導入	所管課	総務管理課 監査委員事務局
監査機能の専門性と独立性の充実・強化により行政運営の一層の効率化を図るとともに、監査機能に対する住民の信頼性を高める。			
実施時期	17年度	外部監査契約を行うための条例制定検討 現監査体制検討	
	18年度	↓ 検討 ↓	
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	市政の透明性、信頼性の向上		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①外部監査制度の導入が図られているか。		
取組状況	■平成19年3月 「益田市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例」を制定		
委員の意見並びに取組と今後の課題等	外部監査制度には、「包括外部監査」と「個別外部監査」があるが、現行の監査体制による監査で特に問題となる面はなく、本市においては、監査体制の補完的要素の強い包括外部監査ではなく、必要に応じ個別に外部監査人が監査を行う個別外部監査を導入することとし、平成19年3月に条例を制定し「個別外部監査」制度の導入を図ったが、制度導入から数年が経過しているが、まだ事例がない。		


(4) 行政手続条例に基づく適正な処理

9-(4)	行政手続条例に基づく適正な処理	所管課	総務管理課
審査基準、標準処理日数の設定を徹底し、ホームページ等による市民への公表を行い、行政手続の適切な執行を図る。			
実施時期	17年度		
	18年度	対象事務の洗い出し	検討
	19年度	ホームページによる公表	実施
	20年度		
	21年度		
効果	行政手続の適切な執行による市民サービスの向上		
審議会評価	B	担当課評価	B
評価基準	①事務事業の申請に係る審査基準、標準事務処理日数等の設定がなされ、市民に公表されたか。		
取組状況	■対象事務事業の洗い出しがなされ、現在整理中		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	今後も評価基準を達成するため、鋭意対応を進めることとする。		

(5) 例規集のインターネット上での公開

9-(5)	例規集のインターネット上での公開	所管課	総務管理課
市の条例、規則等は、市民生活、事業所活動など、様々な面において影響を及ぼしており、また、市政を展開する上でも、関連する例規を積極的に周知していくことが必要である。そこで、市民、市内事業者等が容易に市の例規を閲覧できるよう、例規集をインターネット上で公開する。			
実施時期	17年度	1月実施	↓ 実施
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	市民への例規の積極的な周知 市民、市内事業者等が容易に市の例規を閲覧できることによる市民サービスの向上		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①例規集のインターネット上での公開がなされたか。		
取組状況	■平成18年1月からホームページに掲載		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	インターネット上で市例規集の閲覧が可能となったことについては、評価できると考える。		

(6) 広報・ホームページの充実

9-(6)	広報・ホームページの充実	所管課	政策企画課・全課
市民への情報発信、市民からの意見集約の手段として、広報・ホームページの一層の充実を図る。特にホームページについては、最新の情報発信やパブリック・コメント制度の実施媒体として、分かりやすく利用しやすいページを目指す。			
実施時期	17年度		
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	分かりやすい紙面、利用しやすいホームページ 市民への情報発信、市民からの意見集約による協働のまちづくりの推進 市政の透明性、公平性の向上		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①市民への情報発信、市民からの意見集約の手段として、広報・ホームページの一層の充実を図り、特にホームページについては、最新の情報発信やパブリック・コメント制度の実施媒体として、分かりやすく利用しやすいページづくりが図られているか。		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ホームページにパブリック・コメントのページ追加等 ■益田市広報委員会（庁内組織）会議実施 ■携帯電話による防災情報(安心安全メール)の提供（平成19年6月実施） ■ホームページ管理システム導入&ホームページリニューアル（H20.8） 		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	平成20年8月にホームページ管理システムを導入し、ホームページのリニューアルを実施した。これにより、アクセシビリティの向上、情報更新の迅速化が図られたことは、一定の評価ができると考える。 今後は、さらに充実した情報提供および更なる情報更新の迅速化を図っていく必要がある。		

10 地方公営企業（水道事業）の経営健全化・効率化

(1) 中期経営計画の策定

10-(1)	中期経営計画の策定	所管課	水道部
住民生活に必要な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する使命と共に、本来の目的である公共の福祉を増進し、厳しい環境変化に適切に対応するため、中期経営計画を策定し経営健全化をめざす。			
実施時期	17年度		検討
	18年度	策定	実施
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	市民サービスの向上 経営健全化		
審議会評価	B	担当課評価	B
評価基準	<p>①計画に、総合計画及び集中改革プラン等との整合が図られているか。(計画の位置付け)</p> <p>②益田市水道ビジョンとの整合が図られているか。</p> <p>③経営基盤強化及び経営健全化などの目標と取り組み方針が明確化されているか。</p>		
取組状況	<p>■平成19年2月 簡易水道事業統合計画（上水、簡水、飲水）策定</p> <p>■平成19年度 中期経営計画の検討</p> <p>■平成21年2月 益田市水道ビジョン策定</p> <p>■平成21年度 中期経営計画を策定中（ビジョンとの整合・見直し）</p>		
委員の意見並びに評価と今後の課題等	<p>平成19年度に中期経営計画策定の検討を行ったが、水道ビジョンの策定を優先し平成21年2月に水道ビジョンを策定した。</p> <p>中期経営計画については、統合計画に基づく具体の財政収支計画の検討と維持管理体制を含めた組織職員体制の再編（本庁）及び改良計画等の見直し等に検討を要し策定が遅れているが、今後計画策定に向け検討を行なう必要がある。</p> <p>《特に取組みを期待・要望する事項等》</p> <p>○計画の策定を外部に委託する場合、進捗のチェックや地域の実情を十分反映した計画を策定するようにしていただきたい。</p>		


(2) 事務事業の見直し検討（再編・整理・廃止・統合）

10-(2)	事務事業の見直し検討	所管課	水道部
将来の一元化を見越した効率的料金処理業務システムの導入により事務の効率化を図る。 今後の水道事業における組織体制の検討。			
実施時期	17年度	効率的料金システムの検討	検討
	18年度	新料金システム導入及び試行	継続 実施
	19年度	新システム本稼働・料金統一（旧美都町）	
	20年度		
	21年度		
効果	効率的料金処理業務システムの導入等による事務の効率化		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	<p>①システム導入が水道事業の事務の効率的な行政運営及び行政サービスの向上等を勘案し進められているか。</p> <p>②事業統合を含めた水道事業の組織再編が考慮されているか。</p>		
取組状況	<p>■平成17年4月より料金統一（匹見地域）</p> <p>■平成19年4月より料金統一（美都地域）</p> <p>■平成19年6月より新料金システム稼働</p> <p>■平成19年6月より水道検針期間の変更（エラーチェックに要する超勤時間の短縮）</p> <p>■平成19年9月 部内統合事業検討委員会設置</p> <p>■平成21年4月より下水道料金計算事務稼働（農業集落排水・公共下水道） また、平成22年4月の業務第二課水道料金処理業務の統合に向けてシステム開発を進めている。</p> <p>■平成21年6月よりコンビニ収納導入実施</p> <p>■平成21年7月より納付書等郵便カスタマバーコード導入予定（郵便料金割引制度）</p>		
委員の意見並びに取組と今後の課題等	<p>コンビニ収納の導入により、市民サービスの向上及び収納率の維持・向上が期待できるが、費用対効果については今後の実績により算定する必要がある。</p> <p>平成22年4月の飲料水供給施設の統合に合わせ、他会計である簡易水道（美都・匹見）の料金計算事務を水道部が受託することとなる。</p> <p>料金処理業務システムの導入により、市長部局の効率化が図れる。</p> <p>課題については、システム統合により、データ入力及びチェック等の事務処理業務が、水道部に集中するため、業務量の増大が課題であり、今後検討を行なう必要がある。</p> <p>《特に取組みを期待・要望する事項等》</p> <p>○改善提案については成果が上がってきている。今後も継続して行なっていただきたい。</p>		

(3) 民間委託等の推進

10-(3)	民間委託等の推進	所管課	水道部
事業の健全経営と公共の福祉の維持増進のため、民間委託の可能性を検討し、民間にできるものは民間で行う。			
実施時期	17年度		
	18年度	具体的な委託可能な事業の検討	検討
	19年度	準備（一部試行）	↓ 継続 実施
	20年度	民間委託実施	
	21年度		
効果	民間活力導入、市民サービスの向上、経費節減		
審議会評価	B	担当課評価	B
評価基準	<p>①民間委託の推進により市民サービスの向上が図られているか。</p> <p>②民間活力の導入が、経費節減につながっているか。</p>		
取組状況	<p>■平成21年4月より水道メーター検針業務一部個人委託を業者委託に一本化</p>		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>料金システム統合に併せ、美都・匹見簡易水道の検針員を業者委託へ検討する必要がある。</p> <p>また、料金システム統合に係る業務量増に伴い、民間委託可能な事務の検討を行う必要がある。</p> <p>さらに、維持管理体制の検討を行っているが、事業統合の進捗に併せ、段階的な実施など再検討を行う必要がある。</p>		


(4) 定員管理の適正化

10-(4)	定員管理の適正化	所管課	水道部
民間委託の推進と住民サービスの維持のため事業規模にあった適正な職員配置を進める。			
実施時期	17年度		
	18年度		
	19年度		
	20年度	退職者不補充(29名体制)	
	21年度	退職者不補充(28名体制) 6.6%	
効果	適正な職員配置による住民サービスの提供 経費削減		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①組織・機構改革について、常に不断の見直しを進め、経営基盤の強化に向けた、組織が編成されているか。 ②住民サービスの維持と事業規模にあった適正な職員配置になっているか。		
取組状況	■市の全体計画に包含、平成18年2月計画策定(平成22年4月 494人 ▲27人) ■平成17年4月1日現在の職員数30名 ■平成20年4月より29名体制(退職者不補充) ■平成21年4月より28名体制(退職者不補充)		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	平成19年度及び平成21年度と計画どおり減員することができた。 今後の課題については、住民サービスの低下とならないよう、今後の事業統合計画に沿って、維持管理体制の検討を進め、民間委託を推進し経費削減に取り組む必要がある。		

(5) 給与及び諸手当の適正化

10-(5)	給与及び諸手当の適正化	所管課	水道部		
国の給与構造改革に基づき見直しを進める市の取組に沿って適正化を図る。					
実施時期	17年度	給料表見直し	検討	人事評価制度の研究・構築	検討
	18年度		実施		
	19年度	企業手当の廃止		制度運用	実施
	20年度				
	21年度				
効果	人件費の抑制 公正かつ客観的な人事評価制度の構築、導入による職員の意欲の向上				
審議会評価	B		担当課評価	B	
評価基準	<p>①市の方針に沿って、給与制度全般について適正化が図れているか。</p> <p>②人事評価制度の構築、導入はなされたか。</p>				
取組状況	<p>■給与制度全般及び人事評価制度の構築については、市の方針に沿って取組みを進めている。</p> <p>■平成18年4月より給料表の水準を平均4.8%引き下げるとともに、級別職務分類表の格付け等の見直し及び給料表9級制から7級制の変更も行った。</p> <p>■平成19年4月より企業手当を廃止</p> <p>【削減効果】</p> <p>○企業手当 235万円/年間</p> <p>○その他の手当 50万円/年間</p>				
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	<p>企業手当を廃止するなど、一定の評価はできると考える。</p> <p>今後も国・県・他市の状況等も勘案しながら、見直すべきは見直して行かなければならない。</p> <p>また、人事評価制度の構築については、市の方針に沿って取組みを進めていくが、如何に職員の志気を高めるかが課題と考えている。</p>				

(6) 定員・給与等の状況の公表

10-(6)	定員・給与等の状況の公表	所管課	水道部
益田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、他団体との比較や全国的な指標を示すなど、市民等が理解しやすい公表に努める。			
実施時期	17年度	公表（広報9月15日号及びホームページ） 18年3月下旬総務省のホームページにリンク	
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
21年度			
効果	他団体との比較や全国的な指標を示すなど、市民に分かりやすい形で公表することにより、理解を得られる人事行政の運営を図る。		
審議会評価	A	担当課評価	A
評価基準	①人事行政の運営等の公表について、市民が理解しやすい公表となっているか。		
取組状況	<p>■平成17年度より、益田市として基本的に国の公表様式に基づき公表している。</p> <p>■毎年9月15日号の益田市広報に、4月1日時点の運営状況を掲載すると共に、3月下旬にホームページの更新を行っており、その都度、人事課に資料提出している。</p>		
委員の意見並びに取組に対する評価と今後の課題等	益田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、市長部局職員どおり対処している。		

第5 添付資料

第四次益田市行財政改革審議会の審議状況

年 月 日	審 議 会	備 考
平成17年 9月27日	第 1回 審 議 会	市より諮問
平成17年10月18日	第 2回 審 議 会	
平成17年11月14日	第 3回 審 議 会	
平成17年11月30日	第 4回 審 議 会	
平成17年12月14日	第 5回 審 議 会	
平成17年12月21日	第 6回 審 議 会	
平成18年 1月13日	第 7回 審 議 会	
平成18年 1月25日	第 8回 審 議 会	
平成18年 2月 8日	第 9回 審 議 会	
平成18年 2月28日	第10回 審 議 会	
平成18年 3月20日	第11回 審 議 会	答申提出
平成18年 6月 2日	第12回 審 議 会	
平成18年 8月 9日	第13回 審 議 会	
平成18年10月19日	第14回 審 議 会	
平成19年 1月30日	第15回 審 議 会	
平成19年 5月22日	第16回 審 議 会	
平成19年 7月24日	第17回 審 議 会	
平成19年 9月20日	第18回 審 議 会	
平成19年11月28日	第19回 審 議 会	
平成20年 1月25日	第20回 審 議 会	
平成20年 4月18日	第21回 審 議 会	
平成20年 6月30日	第22回 審 議 会	
平成20年 8月27日	第23回 審 議 会	
平成20年11月27日	第24回 審 議 会	
平成21年 2月27日	第25回 審 議 会	
平成21年 6月 2日	第26回 審 議 会	
平成21年 9月15日	第27回 審 議 会	
平成21年 9月24日	第28回 審 議 会	評価書提出

第四次行財政改革審議会委員名簿

平成 21 年 7 月 1 日現在

役 職	氏 名	備 考	
会 長	田 中 稔	元益田市教育長	
副会長	松 岡 紘 一	島根県立大学名誉教授	
委 員	大 谷 文 男	元匹見町助役	
	森 田 泰 精	益田市連合自治会長連絡会会長	
	常 国 文 江	NPO 法人コアラッチ代表	
	土 佐 都 子	美都地域団体代表（美都連合婦人会副会長）	
	田 代 祐 子	匹見地域団体代表	
	稲 場 久 和	H17.9.27 ～H18.1.31	山陰合同銀行益田支店長
	浅 野 裕 好	H18.2.1 ～H21.6.30	
	村 上 太	H21.7.1～	
	寺 戸 真 二	ダ イホウ ケー ショ ン(株)益田工場総務課長	
	西 村 延 剛	元益田青年会議所理事長	
	塩 田 純 子	益田商工会議所女性会直前会長	
	村 上 幸 博	H17.9.27 ～H18.11.1	連合島根益田地域協議会議長
	白 石 一 昭	H18.11.20～	連合島根西部地域協議会 益田地区会議代表
	安 達 茂 博	公募委員	
	波 田 益 美	公募委員	
中 島 順 子	公募委員		